

佐世保市教育 振興基本計画



平成 21 年 3 月 31 日
佐世保市教育委員会

目次

はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題	3
1 学校教育における現状と課題	3
2 青少年を育む環境における現状と課題	8
3 生涯学習における現状と課題	9
4 スポーツにおける現状と課題	11
5 人権における現状と課題	13
6 文化芸術における現状と課題	15
7 本市の教育を取り巻く全般的な課題	16
第2章 佐世保市の教育施策	18
1 まちづくりの基本理念及び目標	18
2 佐世保市教育方針及び努力目標	18
3 佐世保市教育方針が示す理念	19
4 佐世保市教育方針が求める対応	20
5 教育委員会の施策体系と各種プランの関係	23

学校教育の充実

- ☆ 幼児教育の充実を図るために・・・・・・・・・・30
- ☆ 確かな学力の向上（義務教育）のために・・・・33
- ☆ 豊かな心を育む教育の充実
（義務教育）のために・・・・・・・・38
- ☆ 安全・安心な教育環境の確保のために・・・・42
- ☆ 高等・専門教育の充実を図るために・・・・・・・・47

青少年を心豊かに育むまちづくり

- ☆ 青少年を育む教育コミュニティづくりのために・49
- ☆ 青少年を健全に育成する環境づくりのために・・52

生涯学習のまちづくり

- ☆ 学習機会の充実のために・・・・・・・・・・55
- ☆ 拠点施設による生涯学習の推進のために・・・・58

スポーツに親しめる環境づくり

- ☆ スポーツ機会の充実のために・・・・・・・・・・63
- ☆ 学校体育の推進のために・・・・・・・・・・66
- ☆ 競技スポーツの振興のために・・・・・・・・・・68
- ☆ スポーツ施設の充実のために・・・・・・・・・・70

人権が尊重される社会づくり

- ☆ 人権に関する啓発・教育の推進のために・・・・72
- ☆ 学校における人権教育の推進のために・・・・74

文化芸術に親しめる環境づくり

- ☆ 市民文化の振興のために・・・・・・・・・・76
- ☆ 伝統文化の保存・活用・継承のために・・・・80

第4章 計画の推進にあたって ————— 83

資料編 ————— 91

用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・91

成果指標計算式・・・・・・・・・・・・95

答申文・・・・・・・・・・・・・・・・97

佐世保市教育振興基本計画
（仮称）策定検討委員会委員名簿・・・・・・・・98

佐世保市教育振興基本計画
（仮称）策定検討委員会設置要領・・・・・・・・99

はじめに

1.計画策定の背景と趣旨

本市は、様々な社会構造の変化に対応すべく、平成 17 年 4 月 1 日に旧吉井町、旧世知原町と、さらに平成 18 年 3 月 31 日に旧宇久町、旧小佐々町と合併し、新市としてのスタートを切りました。しかしながら全国的な傾向と同様に、人口減少・少子高齢化の進行、団塊世代の一斉退職に伴う技術継承問題、環境問題、凶悪な事件が頻発するなど、様々な課題が山積しており、行政として具体的な施策をどう進めていくのかが課題となっています。

また、社会構造の著しい変化に伴い、日本の教育及びそれを取り巻く環境の厳しさが指摘されはじめ随分と長い期間が経過しています。教育現場の荒廃は、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊などが諸問題として顕在化しています。

このような流れの中、国においては、平成 18 年 12 月、制定から約 60 年ぶりに「教育基本法」が改正されました。また、新しい教育の理念達成のため、今回の改正教育基本法では以下の条項が規定されました。

〈教育基本法〉

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

また、長崎県においても、新たに「長崎県教育振興基本計画」が策定され、その計画の位置付けは、教育基本法や「長崎県教育方針」に掲げる理念などの具体化を図るもので、国が定める学習指導要領などに基づく教育活動を基本として、県として特に重点的に取り組む施策や具体的施策を明らかにした「アクションプラン」と位置づけられています。

このような流れの中、本市では、平成 19 年度に「第 6 次佐世保市総合計画」を策定し、平成 20 年度以降のまちづくりの基本的な方向性を示したところですが、今回の教育基本法の改正を機に、市としても「学びの社会の実現」に向けた具体的な計画を改めて策定し、明文化することによって、佐世保市教育方針の実現に寄与するよう示すものです。

2. 計画の性格

- (1) 本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけています。
- (2) 本計画は、第6次佐世保市総合計画の教育分野の活動計画であり、また、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。ただし、幼児教育や環境教育、道德教育、食育、文化振興など教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

3. 計画の期間

この計画は、平成21年度から平成25年度までの5カ年間の計画とします。

ただし、計画中に計上している成果指標は、第6次佐世保市総合計画との整合性を保つため、平成24年度までの目標値を掲載しています。

今後、第6次佐世保市総合計画の改定の時期に併せて内容を精査し、必要に応じて、本計画についても改定の時期を早めることとします。

第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題

1. 学校教育における現状と課題

(1) 幼児教育について

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、最近の脳科学の進展により、乳幼児期における脳の発達と育ちの関係が明らかになってきました。また、「生きる力」の基礎を培う時期でもあります。従って、幼児教育は、子どものその後の生き方を大きく左右する重大な役割を担っています。

本市においても少子化、核家族化の傾向は明らかであり、また、保護者の育児不安の増大も指摘されています。さらに、親の就労生活や意識が子どもの生活リズムに影響を与えている傾向も報告されています。

このような実態に対応するため、本市においては、平成 20 年度から「子ども未来部」を新設しました。これは、特に、保健・福祉・教育などの行政機関が「子ども」を中心として窓口を一つにし、子育てなど、より一層の市民サービスの向上に努めようというねらいがあります。

また、平成 15 年度からは、全国的にも数少ない「幼児教育センター」が新設され、併設の幼稚園、小学校とともに、様々な研修や講座、子育て相談などを進めており、今後、特に妊娠期、乳幼児期の保護者支援のあり方など、市民のニーズを把握しながらの効率的で有効な運営が期待されます。

【課題】

- ・子どもの発達に関して、基本的な生活習慣や態度は、家庭教育や集団生活を通して習得されるといわれています。しかしながら、家庭や地域の環境、保護者の姿勢、遊びの変化に伴い、人と関わる機会が不足してきており、コミュニケーション能力の向上に向けた対策を講じる必要があります。また、幼時期における様々な体験活動を重視する必要があります。
- ・幼稚園の入園児数は減少傾向にありますが、一方で保育所は入所定員を超える状況にあります。就学前の子どもに対し、幼稚園、保育所の区別なく質の高い教育と保育を一体的に提供する必要があります。また、豊かな感性を育てるため、人形劇や演奏活動などの質の高い文化活動に直にふれさせることも重要です。さらに、小学校以降の発達の連続性を考慮する必要があります。
- ・保護者の子育てに関するストレスや不安を解消するために、幼稚園や保育所が拠点となって地域と連携した取り組みを行う必要があります。
- ・発達障がい（※1）を含む様々な障がいに対する啓発や理解を広めること、その個性や発達段階に応じた、きめ細やかな対応を推進する必要があります。

(2) 学力の向上について

子どもたちが、社会の激しい変化に対応しながら生きていくためには、学校教育において「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」三位一体となった「生きる力」を身につける必要があります。本市においても、心豊かな「佐世保っ子」を育むために『基礎・基本の定着と確かな学力の向上』『地域の特性を生かした特色のある学校づくりの推進』『豊かな心を育む教育の充実』を重点目標として、今後さらに推進を図ることとしています。

本市の小・中学校においては、平成 15 年度から小学校 2 年生・5 年生の国語・算数、中学校 2 年生の国語・数学・英語について学力検査を実施しています。その結果について分析を行い、子どもの学習到達度について実態把握に努めるとともに、学習指導の改善に取り組んでいます。各学校においては、それぞれの結果をもとに個別指導の充実を図るとともに、学習の手引き等を作成し、家庭との連携に努めながら学力の充実を図っています。

【課題】

- ・平成 19 年度から文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」(※2)の結果によれば、本市の児童・生徒の学力は、全国平均とほぼ同じ結果になっています。基礎学力定着については一定の成果が出ているものの、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもちろん、全国的な課題として、習得した知識や技能を活用し、思考力や判断力、表現力を身につけさせなければなりません。
- ・全国的な学力低下が危惧されている昨今、PISA 型読解力(※3)や思考力を身につける必要性が主張されており、義務教育の中で何を身につけさせるのか、「生きる力」とは何かを再度確認しながら、指導法の改善を検討する必要があります。さらに、学力低下の一因と考えられる「家庭の教育力」や「地域の教育力」ということば自体についても、家庭や地域での子どもたちの生活をしっかりと調査することにより再確認する必要があります。
- ・平成 20 年 3 月に、保育所保育指針、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の全部が改訂されました。特に、義務教育においては、総則・総合的な学習の時間・道徳・特別活動が平成 21 年度から先行実施されます。算数・数学、理科については、新課程へ円滑に移行できるよう、移行期間中から一部前倒しで、また、小学校 5・6 学年における外国語活動も、各学校の裁量により授業時数を定めて実施することが可能となりました。学習指導要領の改訂の趣旨に基づいた、各園・学校における教育課程の実現が課題となります。
- ・小・中学校では、学習指導要領の改訂の趣旨に基づく教育課程の完全実施はもちろんのこと、学習指導要領は最低基準として明確に位置づけ、能力に応じて、さらに高いレベルの授業を行うことで、子どもたちの学習意欲を向上させる必要があります。
- ・国を挙げての教育改革の動きを始めとし、国際理解教育・情報教育・環境教育・食育などに代表される新たな教育課題が学校教育の中に位置づけられ、それらに適切に対応するために、教職員のさらなる資質向上が課題となります。

- ・様々な障がいや発達障がいを含む「支援を要する」子どもに対しても、それらを一人ひとりの個性と受け止め、個に応じた学力向上を図る必要があります。それとともに、社会の中で生き抜いていく力をつけることも、特に重要な課題です。人権教育と関係してきますが、未だに解決できていない問題として差別や偏見があります。それぞれの発達段階や障がいについて、周りにいる子どもたちや大人たちが、十分な理解をし、その障がいに応じた接し方を身につけること、相手が自分の思いを様々な表現手段によって示しているということを受け止める感性を磨くことも欠かせない大切な課題です。

（３）豊かな心を育む教育について

全国的に少年犯罪の低年齢化が進んでいることや、人間の尊厳を軽んじる凶悪な犯罪が頻発する中で、社会全体のモラルや規範意識の向上が求められています。

子どもたちを取り巻く環境は、遊びの場や機会の減少、情報の氾濫、保護者の共働きの増加など、大きく変化しています。中でも、いじめや不登校の問題は、特に義務教育諸学校において重要な課題であり、中央教育審議会においても、家庭や地域の教育力の低下を踏まえた対応が充分でなかったことが指摘されました。

【課題】

- ・子どもはもちろんのこと、教職員をはじめとする大人たちが、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、子どもたちが安心して楽しく学べる学校づくりが大切です。自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちのために、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信を持たせる必要があります。
- ・子どもの生活習慣の多様化に伴い、多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。コミュニケーション力の向上とともに、社会生活を営む人間として必要な規範意識を身につけさせ、高めていくのが課題となります。
- ・本市の不登校の出現率（不登校児童・生徒数÷在籍児童・生徒数）は、全国的な状況に比べるとまだ低い水準にあるといえますが、不登校の理由として、いじめの問題が深く関係している場合もあり、それらの問題解決をどう図っていくかということは、一人ひとりの子どもたちにとっては重大な問題であり、学校での細やかな実態把握や指導への配慮とともに、大人の側の毅然とした対応も必要となります。これらのいじめ・不登校問題に、適切に対応する必要があります。

(年度別いじめの発生件数)

	17年度 (18年3月実施)	18年度 (19年3月実施)	19年度 (20年3月実施)
小学校	6件 (0.04%)	100件 (0.64%)	30件 (0.2%)
中学校	46件 (0.62%)	96件 (1.29%)	72件 (0.96%)

1. (%) は、発生件数を児童・生徒数で除したもの
2. 18年度からの大幅な増は、文部科学省実施による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のいじめの定義が変更になったことによるもの

(小・中学校における年間30日以上の不登校児童生徒の推移)

<小学校>

年度	佐世保市	長崎県	全 国
17年度	30 0.20	189 0.21	22,666 0.32
18年度	28 0.18	231 0.26	23,644 0.33
19年度	35 0.24	217 0.26	23,751 0.34

上段は、不登校児童件数 (人)

下段は、全在籍者数 対比率 (%)

<中学校>

年度	佐世保市	長崎県	全 国
17年度	168 2.25	979 2.08	96,972 2.89
18年度	190 2.54	1,048 2.26	99,959 3.01
19年度	189 2.54	1,141 2.51	102,200 3.07

上段は、不登校生徒件数 (人)

下段は、全在籍者数 対比率 (%)

3. 公立小・中学校のみの数値
4. 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) から引用

・家庭で身につけるべき基本的な生活習慣やしつけまでも、学校でなぜきちんと教えないのかという苦情が出されたり、子どもが起こした問題事案などの事後対応を学校に任せたりするなど、全ての責任を学校に求める風潮があります。家庭と地域と学校の役割分担や連携のあり方について、市民一人ひとりが考えていく必要があります。

(4) 安全・安心な教育環境について

教育環境とは多様なものであり、一概にまとめることは難しいことですが、本市としては以下の5点に類別しています。

- ① 学校施設や通学路を含めた安全・安心に学習できる環境
- ② 適正な学校規模及び学校図書、理科教材等のソフト面の充実等による質の高い学習環境
- ③ 学校における食育推進の柱としての学校給食の環境
- ④ 児童・生徒及び教職員を含めた健康の保持増進を図る環境
- ⑤ 経済的な支援による安心して学習できる環境

【課題】

- ・本市の学校施設の多くは昭和 40 年代から 50 年代にかけての児童・生徒の急増時に建設されたものが多く、老朽化への対応や校舎等の耐震化への迅速な対応が必要となっています。
- ・本市においても、市中心部での人口の減少に対して周辺部で増加する、いわゆるドーナツ化現象などが見られ、地域社会のあり方が変容するとともに、学校規模の適正化を図ることが課題となっています。
- ・学校給食については、一部の中学校を除き、小学校のみで完全給食を実施していましたが、市民ニーズの変化、また食育推進の観点から中学校においても完全給食を実施することとしました。そのため、新たな財源の確保が課題となります。
- ・様々な問題や要求が学校に押し寄せ、さらに情報機器の普及等によって楽になるはずの事務処理が逆に増大するなど、教職員の業務の多さからくる多忙感について、行政としてどのような支援が可能であるか検討し、事務の効率化を図っていく必要があります。

(5) 高等・専門教育について

本市には 13 校の高等学校（公立 8 校、私立 5 校）と 4 校の大学及び短期大学、8 校の専修・専門学校が存在します。

また、平成 20 年 3 月における、市内の中学卒業者の進路状況については、97%の進学率となっており、ほとんどの生徒が高等学校へ進学しています。

【課題】

- ・ 高等・専門教育を受ける機会を、生徒及びその保護者に提供するにあたり、経済的な支援として奨学金の貸付を行っていますが、近年の経済状況の悪化などの理由から、貸付金の未納が増加する傾向にあり、次世代への貸付に影響が出ることが懸念されます。
- ・ 私立学校を経営する学校法人に対し、施設・設備補助を行っていますが、少子化の影響による生徒数の減少、それに伴う学校経営への影響が危惧されます。
- ・ 少子化等の影響に伴い、教育機関ごとの教育・研究・経営システムの再構築が課題となります。

2. 青少年を育む環境における現状と課題

(1) 青少年を育む教育コミュニティづくりについて

本市の合計特殊出生率（※4）は、平成 19 年で 1.59 人（平成 18 年 全国平均 1.32 人）となっており、全国的な状況と同様、本市においても、少子化の進行に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、全国的に、核家族化や人間関係の希薄化などが進行する中で、平成 18 年改正の教育基本法第 13 条に「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」が明文化されました。

【課題】

- ・核家族化やライフスタイルの変化、高度情報化や地域社会における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれています。
- ・子どもを育む地域の環境として、生涯学習推進会や健全育成会、子ども会などの様々な活動団体がありますが、心豊かな教育コミュニティを形成していくためには、これらの団体の連携や相互理解による一体感の醸成が課題となっています。
- ・自然体験や生活体験など、子どもたちがこれからの時代を生きるために必要な様々な体験学習の不足が指摘されています。

(2) 青少年を健全に育成する環境づくりについて

本市の小学校において、平成 16 年に非常に痛ましい事件が発生しました。また、平成 19 年にも、国民を震撼させる銃による凶悪な事件が発生しました。各々の事件の背景は複雑ですが、とりわけ、いのちの大切さや人権の尊重についての意識の欠如が感じられます。

長崎県では、社会や子どもたちの変化をいち早くとらえ、平成 13 年から「ココロねっこ運動（※5）」に取り組んでいます。本市も運動に参加し、関係団体と連携して様々な取り組みを行っているほか、青少年育成を行う市内の団体に対する支援を行うことで、地域での青少年育成活動を促進するとともに、体験学習の場の提供として、青少年を対象とした野外教育活動を行っています。

【課題】

- ・佐世保市青少年教育センターにおける昼間の補導件数は、ここ数年減少の傾向にあります。が、長崎県警の報告によれば、喫煙・深夜徘徊が依然として多く（平成 19 年までの 5 カ年間は毎年 2 万人程度）、佐世保市という一つの行政機関で対応するのみでなく、他の機関や地域社会と連携した対応が必要となります。
- ・インターネットや携帯電話の普及など、青少年を健全に育成する環境を阻害すると考えられる要因が多様化しています。

3.生涯学習における現状と課題

(1) 学習機会の充実について

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法の第三条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と明文化されました。また、この改正を踏まえ、社会教育法・図書館法・博物館法が改正され、社会教育法には、国及び地方公共団体の責務として「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるもの」という新たな条文が加えられました。

さらに、家庭教育の向上や、学校・家庭・地域住民その他関係者相互間の連携及び協力の促進に資する取り組みが求められ、特に教育委員会の事務に「地域住民等による学習成果を活かした学校等における教育活動の機会の提供」が加えられるなど、近年、生涯学習が担う役割は、国レベルで大きく幅を広げています。

また、生涯学習の活動範囲についても、個人の趣味・教養の向上や心の豊かさと生きがい充実を目指す「自己充足」型から、学びの成果を地域社会に還元する「社会還元」型や、学びを通じて地域活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成など様々な社会的課題を解決していこうとする「社会貢献」型へと発展しつつあり、「生涯学習によるまちづくり」への意識の高まりが見られます。

【課題】

- ・下表の市民意識調査（※6）「生涯学習施策について」の結果をみると、生涯学習施策に対する満足度は少しずつ向上しているものの、「どちらともいえない」という回答が未だ多い状況のため、「生涯学習によるまちづくり」という施策に対する市民理解や認識が十分な広がりとなっていないことが考えられます。

生涯学習施策について	平成 17 年	平成 19 年
生涯学習施策の満足度について		
満足度（「満足・やや満足」との回答の割合）	29.4%	32.8%
満足度（「どちらともいえない」との回答の割合）	59.0%	37.3%
生涯学習活動に自ら進んで参加している市民の割合 （「毎日参加・定期的に参加」との回答の割合）		14.6%
身近な地域で「町内会やボランティア等の活動が盛んに行われている」と感じている市民の割合 （「思う・ある程度思う」との回答の割合）		42.6%

- ・「学びの社会」の実現に必要な「学習情報の整備（学習ボランティアや学習メニューの情報集約と提供等）」と「学習機会の提供」という事業の両輪を体系的・計画的に取り組むことが課題となります。

- ・幼少期からの学びを習慣化する上での効果的な取り組みとして、読書が注目されています。国では平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、長崎県においても同様の計画が策定されています。本市においても、読書のあり方について、学校教育分野と社会教育分野が連携して構築していく必要があります。

- ・全国で相次ぐ事件・事故の原因として、人々の社会規範や社会性の低下が問題視されています。このような中で、時代を担う子どもたちや、その育みを支える地域の力に対して働きかける「徳育」についての関心が高まりを見せており、その研究が課題となります。

（２）拠点施設による生涯学習の推進について

佐世保市民の生涯学習を推進する拠点施設として、中央公民館と 19 地区公民館、4 地区生涯学習センター、図書館、児童文化館を設置しており、それぞれ“学習機会”と“場”の提供に努めています。

生涯学習利用は多方面に広がりを見せており、施設の機能や利用時間（利用時間帯）などの要望も多様化しています。

【課題】

- ・市民の生涯学習に対する多様な要望に、柔軟に対応する必要があります。

- ・平成 13 年 10 月に、子どもを取り巻く環境を見つめ直し、21 世紀を担う子どもたちを育てるため、教育のあり方について市民全体で考える「教育を考える市民会議」が設立され、平成 15 年 2 月に 33 項目にわたる提言が出されました。これを受けて、本市では平成 16 年 2 月に推進計画を策定したところですが、「共育（※7）を支える活動拠点の具現化」が課題となります。

4.スポーツにおける現状と課題

(1) スポーツ機会の充実について

学校週 5 日制や企業の週休 2 日制による余暇時間の増大、少子高齢化の進展などにより市民の生活は大きく変化しました。このような中、市民のスポーツに関するニーズは、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化しています。

【課題】

- ・スポーツに対するニーズの多様化に伴い、行政としては柔軟な対応が必要となります。

(2) 学校体育の推進について

それぞれの年齢に応じた運動の重要性を鑑み、外遊びの奨励や体育科授業の充実を目指します。新学習指導要領では、「体ほぐしの運動」をすべての領域で実施することとなりました。また、武道が必修化されるなど、学校体育の推進が図られています。

【課題】

- ・全国的な傾向として、運動をする子どもとしない子どもの二極化傾向、小・中学生の体力低下が問題となっています。
- ・武道の必修化に対して、教職員の資質向上、ハード面などの環境整備が求められることとなります。
- ・平成 20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力と学力の相関関係について研究する必要があります。
- ・国においては、学校体育における外部指導者の積極的な活用、校庭の芝生化などを施策として掲げていますが、本市として、どのように対応するのか検討する必要があります。

(3) 競技スポーツの振興について

本市としては、佐世保市体育協会を通じた各競技団体への活動支援、スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、スポーツ団体の競技力向上を目指しています。

また、平成 26 年に長崎県で国民体育大会が開催されることが決定しており、本市でも複数の種目が開催されることとなります。

【課題】

- ・国民体育大会の開催にあたり、現状の施設では、施設基準に適していない施設もあることから、基準に沿った施設の整備が必要となります。
- ・各競技団体から、ジュニア層（※8）を中心とした競技力向上のための支援が求められて

います。

(4) スポーツ施設の充実について

本市のスポーツ施設の多くは、昭和 44 年の長崎国体を契機に建設されており、老朽化が指摘されています。

また、市町合併の結果、本市におけるスポーツ施設の配置状況については偏在化が指摘されています。

【課題】

- ・老朽化した施設については、施設の安全性・利便性・機能性の向上を図り、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。
- ・地域に偏在化したスポーツ施設の適正な配置について、研究・検討する必要があります。
- ・市民が、スポーツ施設をより便利に利用できる仕組みづくりが必要となります。

5.人権における現状と課題

(1) 人権に関する啓発・教育の推進について

我が国の憲法では、基本的人権の尊重が定められています。

本市では、『「人権教育のための国連10年」行動計画』を平成13年3月に策定するとともに、国の基本理念に連動して人権教育を推進しています。

本市教育委員会としても、昭和54年に策定した「佐世保市同和教育基本方針」を同和教育の柱としながら、人権教育全般について、他部局と連携しながら推進しています。

【課題】

- ・人権については、同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、障がい者への差別など、今なお多くの諸問題が存在しています。
- ・監視や救済、相談等を行う制度として、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の制度があるほか、法務局に相談所を設置しています。本市の人権擁護委員の相談取扱件数は減少傾向にはあるものの、毎年200件を超える相談があり、今後とも人権意識の向上のための啓発活動を行う必要があります。
- ・時代の変化に伴い、いじめ、児童虐待、インターネットへの書き込みといった、子どもを巻き込む問題や高齢者福祉など人権問題も多様化しており、人権教育・啓発に関する諸施策を総合的に推進できるよう体系整理が必要となります。

(2) 学校における人権教育の推進について

本市では、人権尊重の社会を目指し、全ての小・中学校で、学校教育目標に人権尊重の趣旨を盛り込んでいます。各学校では、教育活動全体を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けての具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。

なお、佐世保市の人権教育の実施状況は下表のとおりです。

(単位：％)	
学校運営調査項目	公立小・中学校
学校教育目標に人権教育の視点を設定【H19】	100
人権教育全体計画を作成済み【H19】	100
校務分掌(※9)に人権教育担当を位置づけ【H19】	100
「人権・同和教育をすすめるために」を活用【H19】	100
人権に関する授業を実施【H19】	100

【課題】

- ・学校での人権教育の体制は整ったとしても、重要なのはその実践の中味であり、子どもたちのいじめ問題が後を絶たず、さらに、最近ではインターネットや携帯電話の普及による誹謗中傷やいじめなどの人権侵害という大きな問題が喫緊の課題となっています。

- ・ 中・高生の自死問題も、決して遠いところの話ではなく、小・中・高とそれぞれに、一部の子どもたちの心も病んでいるという現実があり、そのような子どもたちの悩みを癒し、発達段階に応じたカウンセリングができる体制づくりも必要であり、子どもだけでなく、教職員のメンタルケアも含めて、人として豊かに生きるための環境づくりが課題です。
- ・ 各学校においては、子どもたちの発達段階を踏まえ、身近な問題を取り上げて真剣に考え解決を図っていくなど、地域や各学校の実態に応じた人権教育の一層の充実を図り、教職員はもちろんのこと、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。

6.文化芸術における現状と課題

(1) 市民文化の振興について

本市では、「文化的な環境づくり」に資するため、平成 15 年に「佐世保市文化振興プラン」を策定し、その実現に努めてきました。その後、市町合併による市域の拡大など、本市を取り巻く環境の変化に対応するため、「佐世保市文化振興プランを考える市民検討委員会」からの提言や、市民の意見を基に、平成 20 年 3 月に「佐世保市文化振興基本計画」を策定しました。

【課題】

- ・市町合併による歴史・文化的資源の拡大への対応、少子高齢化・人口減少の時代での伝統芸能の保存・継承が課題となります。
- ・文化芸術に関する個人の価値観には様々なものがありますが、多様な文化芸術を楽しむことができる豊かな感性と享受能力を育むためには、年齢層、時代の流れなどを視野に入れた市民ニーズの掘り起こし等により、多様な文化芸術への理解を深めてもらうきっかけづくりや環境づくりが必要となります。
- ・平成 13 年に開館した『アルカス SASEBO』を拠点として芸術文化の発信を行っているところですが、市民会館などの老朽施設については総合的な整備についての検討が必要となっています。特に、市民文化ホールは国登録有形文化財としての価値を踏まえて検討する必要があります。

(2) 伝統文化の保存・活用・継承について

有形・無形の文化財をはじめ、民俗文化財や記念物、ひいては、埋蔵文化財、近代化遺産等、近年、文化財として取り扱われる範囲が広がりつつあります。また、市町合併に伴う市域拡大により、保護対象となる文化財が著しく増加しています。

【課題】

- ・保護対象となる文化財が著しく増加しており、その適正な保存と継承が課題となります。
- ・文化財の役割は、地域の歴史文化をひも解く資料ということだけではなく、児童・生徒の情操教育のテーマ、さらには地域活性化のための観光資源としての役割も担うものと考えられ、その活用方法について検討が必要です。
- ・佐世保市を中心とした長崎県北地域は、日本史上でも重要な洞穴遺跡が多数発掘され、適正な保護を必要とするだけでなく、文化的な価値が高いため、今後、当該遺跡を後世に伝える施設の整備が課題となっています。

7.本市の教育を取り巻く全般的な課題

本市教育委員会としては、教育全体を取り巻く現状について、以下のように考えています。

生活環境の変化

- ・ 職場、学校の週 5 日制による余暇時間の増大
- ・ 食生活、食習慣の変化
- ・ 自然環境の変化
などなど・・・

社会環境の変化

- ・ インターネットなど情報メディアの普及
- ・ 携帯電話の普及
- ・ 少子高齢化、核家族化の進行
などなど・・・

このような状況がもたらした負の結果として

【教育を取り巻く全般的な課題】

- 子どもの学力、体力の低下
- コミュニケーション能力の低下
- いじめ問題など、規範意識の低下

いろいろな体験が不足していることも原因のひとつ？

教育を取り巻く全般的な課題が生じる原因は、その背景にある社会全体の問題から発生しているといっても過言ではありません。そのため、ある一つだけの施策を行うことが特効薬になるというものではありません。

その解決の糸口を見つけ出すため、下記のこと積極的に対応していくことが最大の課題だと考えています。

- ・ 徳育に関する研究を行うことで、「学校だけ」「地域だけ」「職場だけ」といった断片的な取り組みではなく、様々な環境の変化にどのように対応すればいいのか「市民総がかりで取り組む」きっかけづくり
- ・ 「生きる力を育む」おおもとなる食育の推進を図ること
- ・ 子どもの「読書活動」を推進し、表現力、想像力を高め、そこで養われた想像力によって人の痛みが分かる子どもを育てること
- ・ 幼児期から豊富な体験をすることで、自ら考え、判断し、自立した人生を送る「生きる力」、どんな状況にあっても「生き抜く力」の根っことなるべき大切なものを培うこと

具体的な施策展開につきましては、改めて第3章に記載しておりますが、これらの課題に対応するためには、特に次の施策について意を用いて参ります。

- 「徳育推進検討会議（仮称）」を設置し、本市としての具体的な方策を構築・実践
- 本市の教育活動の拠点施設となる「佐世保市総合教育センター（仮称）」の建設
- 平成24年度からの全市立中学校での完全給食の実施
- 「佐世保市子ども読書活動推進計画（仮称）」の早期策定
- 幼児期からの体験を重視した幼児教育の推進

なお、徳育に関しては、特に、既存の団体活動の効果を、どのように今後の検討に活かしていくのかということも大きな課題であると考えています。

第2章 佐世保市の教育施策

1. まちづくりの基本理念及び目標

第6次佐世保市総合計画において、下記の3つの大きな方向性を結びつけながら、ひと（市民）が主役のまちづくりをすすめようとしています。

- 健康に暮らせる福祉のまち、心豊かな人を育む学びのまちを創ります。
- 自然や文化等の地域特性を守り育て、佐世保の個性と魅力を磨きます。
- 快適で安定した生活を支える都市機能と新たな活力を生む産業基盤を整えます。

その中に7つの基本目標を設けており、各々で10年後に望まれるまちの姿をあらわしています。

- (1) 健康で安心して暮らせる福祉のまち
- (2) 安全な生活を守るまち
- (3) **心豊かな人を育むまち**
- (4) **あふれる魅力を創出し体感できるまち**
- (5) 雇用を生み出す力強い産業のまち
- (6) 人と自然が共生するまち
- (7) 快適な生活と交流を支えるまち

この中で、本市教育委員会は、(3)「心豊かな人を育むまち」及び(4)「あふれる魅力を創出し体感できるまち」づくりを担う施策を行うこととなっています。

業務の遂行にあたり、本市教育委員会では「佐世保市教育方針」でその理念を明らかにし、その理念の具体化のために「努力目標」を策定しています。

2. 佐世保市教育方針及び努力目標

10年後の望まれるまちの姿は、自然にできあがるものではありません。あくまで、ひと（市民）が創りだしていくものです。本市教育委員会では、「佐世保市教育方針」及び「努力目標」を定め、平成15年度には、「21世紀を担うひとを創る」ことを理念として改訂を行い、佐世保市・長崎県・日本国に貢献できる「佐世保っ子」の育成と、生涯を通じて学び続ける学びの社会の実現に向けた教育環境づくりに努めてきました。

佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

3.佐世保市教育方針が示す理念

佐世保市教育方針に述べられている、“**新しい時代を生き抜くためのたくましさ**”とは、現代は瞬時にして情報が世界を駆け巡る情報化社会であり、科学の進展がもたらした便利な生活を享受していますが、一方、地球規模の環境問題、エネルギー対策、民俗や宗教の違いによる摩擦等々、現代社会における様々な課題と直面しており、これまでにない新しい時代を迎えています。その時代を生き抜くたくましさのことです。国際市民としての生き方とともに、二極化する経済状況などを克服し、忍耐強く、理想の実現に向けて努力していく、たくましい心身を育む教育が求められています。

“**豊かな心をはぐくむ**”については、平成 16 年の小学校女児殺害事件という痛ましい事件が、本市の「こころの教育」の原点、佐世保の教育の原点とならなければなりません。そのことは、特に、6 月 1 日を「いのちを見つめる日」、6 月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、小・中学校と地域が一体となった「こころの教育」が進められていることで明らかです。また、6 月 29 日の佐世保空襲の日や 8 月 6 日・9 日の原爆の日、12 月の人権週間などの機会をとらえ、国際平和を願う心を育てています。さらに、全国的な問題となっているいじめや不登校も、その解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題です。

“**郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する**”とは、美しい自然に恵まれた「郷土佐世保」で育ったことを自覚し、郷土を愛し、自分を育ててくれた父母や祖父母、地域の人々に、感謝と尊敬の念を抱き、四季に恵まれた豊かな自然と伝統ある我が国の文化を愛し、日本人としての誇りをもって、国際社会に貢献できる市民を育成するということです。

これらを受け、“**そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。**”と結んでいます。

佐世保市の教育方針が目指しているのは、しっかりとした「ひとづくり」です。その土台となるのはもちろん「学力」ですが、社会に出て必要とする最低限の基礎学力と、たくましく生き抜く力をつけるという大きな視点が、日々の教育に必要です。

こうして、胎児のときから始まる子育てや就学前教育及び義務教育の充実と、教育環境の整備が一貫して進められることで、理想の市民としての基本的な資質や能力を育むことができるのであり、それが学校教育の目指すところです。そして、学校教育は、そういう市民を育むための基礎づくりであり、理想の市民をめざす生涯学習の充実こそが、一層重要な課題となります。市民が、与えられた権利を行使するだけではなく、市民としての義務をきちんと果たすことで、秩序正しく明るい社会生活を営む「まちづくり」ができます。

全ての大人が、佐世保市民としての自覚をもち、日々学ぶ楽しさを味わいながら心豊かに生きていく「まちづくり」を進めていく姿の中に、佐世保の教育の理想があります。

特に教育に携わる者、行政を執り行う者は、この「佐世保市教育方針」に示されたことばの重みを的確に受け止め、その理念に基づいた「佐世保の教育」を推進していかねばなりません。

4.佐世保市教育方針が求める具体的対応

国や県の基本方針にも挙げられている現代社会における様々な課題の中で、佐世保の子どもたちに「生きる力」をどうつけていくか、それぞれの課題にどう対応していくかが重要です。

なかでもパソコンや携帯電話の普及による情報化の問題は、ネットによるいじめで自殺者が出るなど、真剣に向き合わなければならない喫緊の課題です。子どもたちに「ケータイ」を持たせるか否か、また、テレビ番組の視聴や電子化された様々な玩具類をどう使わせるのかは、親の判断に委ねられるところが大きく、判断力が十分に身につけていない子どもに、何を認め、何をさせないかは、「大人の権限」でなすべきことです。「みんなが持っているから」という子どもの声に惑わされず、子どもに適した与え方を、毅然として判断する大人でなければなりません。機器の発達とそれを使いこなす子どもの熟達度は、大人には思いもつかないほど加速度的に進んでいます。PTAや地域、行政も含めて、社会的な動きとして対策を講じなければなりません。

子どもには、何よりも美しいものを美しいと感じることができる、悪いことは許せないと怒りをもつ「豊かな感性」が必要です。それは、日常生活の中で親から子へと伝えられていくものであり、隣近所という小さな地域社会の中で、多くの人との出会いの中でも磨かれていくものです。

子どもたちの中で大きな比率を占めている同年齢集団である学級や、学年、全校活動などでの生活も重要です。週1時間の道徳の授業という視点でいえば、本市ではすでにきちんとした授業がなされていますが、それを、さらにどう深め、実践力に結びつけていくかを考えねばなりません。また、「総合的な学習の時間」で、実生活に必要な体験を繰り返したり、哲学などを取り入れたりすることも重要であり、教育に携わる者が、「自ら学ぶ力」を持っているのかと、常に問い直すことが教育力の向上につながります。

現代の日本では、「自由」を「勝手」ととらえる欧米型の個人主義に対する誤認があり、日本の伝統的な地域社会における「しきたり」や「ならわし」などが軽視されるようになってきました。要求は出すが、独りよがり自分勝手な、主体性のない大人の言動が目立つようになっています。それは、権利ばかりを主張して、その表裏一体をなす「義務を果たす市民」としての大人が育っていないということになります。

このような現状を鑑みると、学校での「こころの教育」とともに、生涯学習として、大人の「徳育」が推進されなければなりません。それは、「自ら学ぼうとする人」を増やしていくことであり、それが、よりよい「まちづくり」にもつながります。どういう「徳育」が考えられるのかを市民全体で考えていかなければなりません。

一人前の市民となるための基礎を育むのが義務教育であり、さらにその土台となるのが幼児教育です。幼児教育を広くとらえれば、胎児のときを含めて考える必要があります。幼児にとって、心動かされる体験と共に「遊ぶ」ことは欠かせません。就学前の時期には、その「じゃれつき遊び」や「群れ遊び」が重要な学びの場であり、発達段階の異なる異年齢集団の中で、

子どもなりの社会生活を営む土台となっていたことは、多くの大人たちが感じているところです。子どもの探究心を高めることは、自ら学ぶ姿勢を育むことであり、それが生涯学習の基礎でもあります。

そういう日本独自の地域性や社会性の中に残っている良さを見つめ直し、最近話題となっている脳科学の視点も加えながら、胎児のときから、子どもが健やかに育ち、生きる力をはぐくむ環境を整えていかなければなりません。

学校では、子どもの発達段階に応じて、「活用力」や「探究心」を高めるために、授業の中で様々な事象を結びつけ、全教育活動の中で関連付けていくことが大切です。授業の主体である子どもや、その保護者は何を求めているのかということを踏まえた、「わかる授業」づくりがなされなければなりません。また、本市で子ども時代を過ごされたノーベル化学賞の下村脩博士のように、ある分野に深く学びを求めていくという方向性の教育環境を整えていくことも必要でしょう。

本市では、これまで特色ある学校づくりに力を入れてきましたが、教室での1時間の授業の中に、活用の場面や流れに応じた展開があり、それぞれの先生が創りあげる学びの場があります。必要に応じて、少人数指導や個別指導、総合的な学習の時間との横断的な連続を図るなど、体系的な学びをマネジメントすることが重要です。そのためには、発達段階に応じた学習規律の徹底が大切です。しかし、強制するような態度で子どもを指導する他律的な学習規律を整えようとしても、相手によって違う態度をとる子どもが育ちます。

子どもが、「自ら気づき、自ら考え、自ら判断し、行動として示す」という、自律的な学習が成立するような、日々の授業の積み重ねが大切です。

そして、これからの教育では、『コミュニケーション力』の育成が最重要課題です。相手である他者との関係をしっかり築き上げていく力をつけること、先生が一方向的に説明し、子どもに強制するだけの授業ではなく、例えばグループ学習など、先生と児童・生徒が共に考え「つくっていく授業」での学習規律をどうつくりあげていくかということが、一番力を入れて取り組んでほしい課題です。また、たくさんの情報の中から自分で選び出し、それを活用して生活の中にどう生かすかを工夫する思考力の育成に加え、「コミュニケーションのとり方」や「コミュニティをつくる」という内容の学習も必要ではないでしょうか。

日本では、古くから算盤を使って数に慣れ親しんできました。このような数的概念は、日本の教育の根底にある素晴らしいものです。文部科学省の全国学力・学習状況調査で良い結果を出すことも大切ですが、子どもたちに、知識や技能をどうやって活用させるのかを、日本的な学びの文化を通して教えることも重要だと考えます。

ふるさとのありがたさは、ふるさとを離れた時にしみじみと思うものです。これからの子どもたちには、様々な理由で佐世保を離れることがあっても、ふるさとを思い、「ふるさとに帰りたい」と思う人間になってほしいと願います。これからの佐世保の教育は、これまでの歩みを卑下することなく、佐世保に合った新しい学力観を創りあげていかねばなりません。

本市の教育が目指すのは、学校・家庭・地域社会が一体となった「学びの社会の実現」であり、子どもから高齢者まで、市民の一人ひとりが、自らを高めるために学び続け、学ぶ喜びを実感し続けることができる「社会づくり」です。それは、「人としての尊厳」が守られ、差別や偏見がなく、他を思いやり、自らが社会の一員として果たすべき責務をしっかりと自覚し、何よりも一人ひとりの「いのち」が尊ばれ、一人ひとりの「いのち」が輝く「まちづくり」なのです。

努 力 目 標

- 1 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 1 望ましい教育環境の整備・充実
- 1 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 1 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 1 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 1 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 1 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

5. 教育委員会の施策体系と各種プランの関係

教育方針	努力目標	政策	施策	事務事業	主管課	具体的な事業内容										当該内容を網羅する活動プラン・市独自の理念等							
新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。	確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進	学校教育の充実	幼児教育の充実	幼児教育推進事業	学校教育課	幼保・小連携調査費									次世代育成支援 佐世保市行動計画	佐世保市子ども育成条例							
				幼児ことばの教室運営事業		幼児言語障害通級指導教室																	
				幼児教育センター管理運営事業	幼児教育センター	幼児教育センター管理費	幼児教育センター運営費	ボランティア充実事業	幼児教育センター運営委員会事業														
				私立幼稚園研修事業	子ども未来部(子ども支援課)	私立幼稚園研修事業補助金																	
			確かな学力の向上(義務教育)	小中学校情報教育推進事業	学校教育課	教育用パソコン経費	教育用パソコン整備	小中学校情報教育ネットワーク推進事業						情報教育推進計画									
				病院内病弱児童支援事業		病院内病弱学級備品購入ほか																	
				特色ある学校づくり対策事業		吉井中学校教育活動推進事業	特色ある学校づくり対策事業	小動物飼育充実事業									学校における食育推進事業	宇久地区小中高一貫教育事業					
				教職員資質向上事業		人事異動作業、教職員等研修	小・中学校教育活動推進事業	パソコン研修会															
				基礎学力・学習意欲向上推進事業		学校司書配置事業	学力充実実践事業	小中学校標準検査事業															
				少人数指導支援事業		少人数指導支援事業																	
				障がい児教育推進事業		心身障害児就学指導委員会	知的障害教育事業	通級による指導教室(きこえとことばの教室)	通級による指導教室(まどか教室)	特別支援教育補助指導員派遣事業	通級による指導教室(ゆたか教室)	一般管理費	佐世保市障がい者プラン										
				心身障がい児(者)育成協議会活動補助																			
			教育センター事業	教育センター	教職員の研修・教育研究	管理運営																	
			特別支援教育相談事業		特別支援教育相談事業																		
			豊かな心を育む教育の充実(義務教育)	いじめ・不登校対策事業	学校教育課	不登校対策事業	いじめ防止対策	スクールカウンセラー連絡協議会					次世代育成支援 佐世保市行動計画										
				心の相談充実事業		心の教室相談員配置事業	児童生徒理解支援システム推進事業																
				道徳教育等推進事業		性教育推進事業	道徳教育推進事業																
				豊かな心をはぐくむ実践事業		豊かな心をはぐくむ実践事業																	
				教育相談活動事業	青少年教育センター	教育生活相談																	
	学校適応指導対策事業	あすなろ教室運営(学校適応指導教室)		あすなろ教室整備促進		メンタルフレンズ推進対策																	
	幼児教育の充実	幼稚園就園奨励費助成事業	子ども未来部(子ども支援課)	私立幼稚園就園奨励費補助金(国)	私立幼稚園就園奨励費補助金(市)	私立幼稚園就園奨励補助金(2歳児)						次世代育成支援 佐世保市行動計画											
		公立幼稚園管理運営事業	子ども未来部(子ども育成課)	公立幼稚園管理運営費																			
		公立幼稚園施設維持改修事業	子ども育成課・教育総務課	公立幼稚園施設管理費	諸施設改修	幼稚園耐震対策事業																	
		安全・安心な教育環境の確保	教育行政一般管理事業	総務課 学校教育課	教育委員報酬	臨時職員給	教育委員会運営費	職場安全衛生委員会研修事業	教職員住宅管理	旧学校跡地管理経費	聖母の騎士運営補助金			佐世保市食育推進計画									
					職員健康増進事業	教育振興基本計画策定事業	学校教育行政一般	通学区域審議会	教科書及び学習指導要領改訂経費	公用車購入事業													
			小・中学校施設整備事業		学校耐震対策事業	学校施設整備業務委託	学校環境整備検討事業	学校校舎建設事業	学校屋内運動場改築事業	学校プール改築事業	学校統合事業												
			小・中学校管理運営事業		臨時職員給	学校施設管理費	学校運営費	学校教材整備費	学校管理員業務委託	図書整備(学校図書館図書標準)	理科教育等設備整備												
					学校事務補助員設置交付金	教職員校外勤務交付金	野外宿泊学習奨励(中)	公用車購入事業	教師用教科書・指導書整備事業														
			小中学校児童・生徒助成事業		就学援助費	特別支援教育就学奨励費	遠距離通学児童生徒通学費補助金	路線バス運行補助金	宇久地区通学費補助														
	学校給食事業		学校教育課 総務課	学校給食調査検討事業	臨時職員給	学校給食従事職員健康増進	学校給食管理運営費	学校給食食器整備	学校用強化磁器食器購入事業	学校給食施設補修	佐世保市食育推進計画												
				学校給食施設改修	学校給食施設小規模改修	学校給食実施に関する事業	佐世保市学校給食会運営補助	学校給食会運転資金貸付	各学校給食センター管理運営費	学校給食導入事業													
	学校給食費未納対策事業			学校給食費未納対策事業																			
	子どもの安全対策事業		総務課	子ども110番の家設置	子どもを事故から守る協議会								犯罪のない安心・安全まちづくり条例										
	小中学校施設維持改修事業			学校諸施設補修	一般施設改修										小規模改修	学校施設整備材料	敷地測量業務						
	学校保健管理事業		学校教育課	学校保健管理	独立行政法人 日本スポーツ振興センター共済掛金	学校保健会運営補助金	学校災害賠償補償保険(市長会)	健康管理対策事業	結核予防ならびに一般管理	就学時健康診断			けんこうシップさせぼ21 佐世保市歯科保健大綱										
	佐世保市歯科保健大綱推進事業			学校環境衛生検査																			

5. 教育委員会の施策体系と各種プランの関係

教育方針	努力目標	政策	施策	事務事業	主管課	具体的な事業内容							当該内容を網羅する活動プラン・市独自の理念等	
新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。	望ましい教育環境の整備・充実	学校教育の充実	高等・専門教育の充実	奨学金充実事業	総務課	奨学金一般運営費	奨学貸付金	長崎県育英会事務費負担金	奨学滞納金徴収促進事業			佐世保市環境基本計	佐世保市環境教育・環境学習計画	
				佐世保市育英会運営助成事業		佐世保市育英会運営費補助金								
				私立学校助成事業		私立学校助成金								
	郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進		確かな学力の向上（義務教育）	国際理解・交流能力育成事業	学校教育課	ALT派遣事業	国際理解教育推進事業							
				「しま」への修学旅行推進事業		「ふるさと文化・環境」発見事業								
				体験学習・環境教育充実事業										
	心豊かな社会をつくる生涯学習の推進	青少年を心豊かに育むまちづくり	青少年を育む教育コミュニティづくりの推進	学社融合推進事業	社会教育課	学社融合推進事業								
				家庭教育推進事業		家庭教育推進事業								
				放課後子どもプラン推進事業		放課後子どもプラン運営事業	放課後子ども教室推進事業							
			青少年の健全育成	青少年教育事業	青少年教育センター	青少年教育事業	青少年健全育成地区活動事業補助	佐世保市少年の主張大会						
				野外教育活動推進事業		少年野外教育（キャンプ）事業	自然体験活動ジュニアリーダー養成事業							
				補導業務推進事業		非行防止対策（補導）	補導業務推進対策							
				環境浄化健全育成事業		環境浄化健全育成								
				青少年教育センター管理運営事業		管理運営	来庁者用駐車場用地購入事業							
			青少年を心豊かに育むまちづくりを実現するための包括的な施策	成人式典事業	社会教育課	成人式典								
			生涯学習のまちづくり	学習機会の充実	社会教育行政一般管理事業	社会教育課	社会教育一般管理費							
					生涯学習推進事業		生涯学習指導事務	人材（学習ボランティア）派遣	まちづくり出前講座	子ども読書活動推進事業	徳育推進検討事業			
					生涯学習支援事業		まちづくり促進事業補助金	生涯学習推進補助金						
		視聴覚ライブラリー運営事業			視聴覚ライブラリー事業									
		拠点施設による生涯学習の推進		児童文化館運営事業	児童文化館	児童文化館運営	プラネタリウム事業	児童文化館施設整備	少年科学教室事業	児童管弦楽団事業	科学大好きプラン事業			
				図書館運営事業	図書館	施設管理	運営	図書館資料費	市民コミュニティ情報システム事業	施設改修	ブックスタート事業			
						郷土研究	市史編さん事業							
				公民館管理運営事業	中央公民館	公民館管理運営	公民館職員研修事業	公民館施設整備事業	公民館主催講座	図書室人件費（早岐、相浦）	各地区公民館運営費	公民館耐震改修経費		
				地区公民館等建設事業	社会教育課	地区公民館建設事業	公民館体育室増築事業							
				総合教育センター（仮称）建設事業		総合教育センター（仮称）建設事業								
				吉井地区生涯学習センター管理運営事業		吉井地区生涯学習センター管理運営事業	公民館主催講座（吉井）							
		世知原地区生涯学習センター管理運営事業	世知原地区生涯学習センター管理運営事業	図書室人件費（世知原）	公民館主催講座（世知原）									
		宇久地区生涯学習センター管理運営事業	宇久地区生涯学習センター管理運営	図書室人件費（宇久）	公民館主催講座（宇久）									
		小佐々地区生涯学習センター管理運営事業	小佐々地区生涯学習センター管理運営	公民館主催講座（小佐々）										
	明るい社会をつくる人権教育の推進	人権が尊重される社会づくり	人権に関する啓発・教育の推進	人権講座事業	社会教育課	教育集会所管理運営	人権問題啓発							
学校における人権教育の推進			人権教育推進事業	学校教育課	人権教育推進	人権教育研究会補助金								

5. 教育委員会の施策体系と各種プランの関係

教育方針	努力目標	政策	施策	事務事業	主管課	具体的な事業内容							当該内容を網羅する活動プラン・市独自の理念等
新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。	伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進	文化芸術に親しめる環境づくり	市民文化の振興	市民文化ホール管理運営事業	社会教育課	文化ホール、立神音楽室管理	文化会館維持、改良						
				芸術文化提供事業		文化事業							
				島瀬美術センター管理運営事業	島瀬美術センター	島瀬美術センター管理	展示環境整備事業	美術館設備改善	資料保存	美術センター企画展開催			
				市民会館管理運営事業	市民会館	市民会館管理運営							
				市民文化活動助成事業	社会教育課	教育文化振興基金助成事業							
			伝統文化の保存・活用・継承	文化財展示施設等管理運営事業		世知原炭鉱資料館等管理運営	宇久島資料館管理運営	小佐々郷土館管理運営					
				うつわ歴史館管理運営事業		うつわ歴史館等運営							
				文化財の調査・保護・活用事業		文化財一般管理費	文化財保護	文化財啓発	洞穴遺跡総合調査事業	福井洞窟整備・発掘事業			
				世界遺産登録推進事業	世界遺産登録推進事業								
	健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進	スポーツに親しめる環境づくり	スポーツ機会の充実	スポーツ行政一般管理事業	スポーツ振興課	一般事務費	教育委員会文化スポーツ表彰						
				地域スポーツ活動活性化事業		地域スポーツ活動活性化事業	体育指導委員経費						
				総合型地域スポーツクラブ支援事業		総合型地域スポーツクラブ支援事業							
				スポーツ少年団事業		スポーツ少年団経費							
				スポーツ大会推進事業		市民体育祭経費	小柳賞ロードレース大会経費	長崎せちばるロードレース大会経費	冷水岳クロスカントリー大会経費				
			学校体育の推進	小学校体育推進事業		小学校体育大会運営委託							
				学校体育実技指導研修事業		小学校体育実技指導者研修会							
				中学校体育推進事業		中学校体育大会運営費	中学校課外体育活動等補助金						
			競技スポーツの振興	ジュニアスポーツ推進事業		ジュニアスポーツ推進事業							
				体育スポーツ振興補助事業		体育・スポーツ振興補助金							
				体育協会助成事業		体育協会助成経費							
				長崎国体推進事業		長崎国体推進経費							
			スポーツ施設の充実	体育振興会運営補助事業		体育振興会運営補助金							
				体育施設運営事業		体育文化館運営、整備	総合グラウンド運営、整備	温水プール運営、整備	東部スポーツ広場運営、整備	北部ふれあいスポーツ広場運営費	県立武道館運営費	日宇スポーツセンター運営費	
						学校ナイター運営費	吉井・世知原・宇久・小佐々地区体育施設運営費	小佐々地区体育施設整備	旧戸尾小学校管理経費	光海中学校旧体育館管理経費	小佐々海洋スポーツ基地カヤックセンター運営費		
				体育施設整備事業		体育施設整備	体育施設耐震改修経費						
				体育館建設事業		体育館建設事業							

佐世保市文化振興基本計画

させぼエコツーリズム基本計画

けんこうシップさせぼ21

佐世保市子ども育成条例

第3章 佐世保市が取り組む主要施策

基本目標 (総合計画)	政策名 (総合計画)	施策名 (総合計画)	ページ
心豊かな人を育 むまち	学校教育の充実	幼児教育の充実	30
		確かな学力の向上 (義務教育)	33
		豊かな心を育む教育の充実 (義務教育)	38
		安全・安心な教育環境の確保	42
		高等・専門教育の充実	47
	青少年を心豊かに 育むまちづくり	青少年を育む教育コミュニティづくりの推進	49
		青少年の健全育成	52
	生涯学習のまちづ くり	学習機会の充実	55
		拠点施設による生涯学習の推進	58
	スポーツに親しめ る環境づくり	スポーツ機会の充実	63
		学校体育の推進	66
		競技スポーツの振興	68
		スポーツ施設の充実	70
	人権が尊重される 社会づくり	人権に関する啓発・教育の推進	72
		学校における人権教育の推進	74
あふれる魅力を 創出し体感でき るまち	文化芸術に親しめ る環境づくり	市民文化の振興	76
		伝統文化の保存・活用・継承	80

☆幼児教育の充実を図るために

1. 今後の方向性

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。今後、幼児教育の充実を図るため、以下の方向づけを行いました。

- ・ 幼児期におけるよりよい発達と成長のために本市における幼児教育のあり方を検討するとともに、幼児教育に求められている課題に対して、研究実践をしていきます。
- ・ 質の高い就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するため、幼児教育の中心である幼稚園、保育所及び認定こども園等の連携の強化及び、その質の向上に取り組めます。
- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校がそれぞれの教育を互いに理解し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、連携していくことを推進します。
- ・ 小学校就学前教育について、特別支援教育（※10）の充実や保護者負担の軽減策を実施するなど幼児教育の振興を図ります。
- ・ 幼児教育の担い手である家庭を支えるため、集団生活の場である幼稚園、保育所、認定こども園や身近な生活の場となっている地域が必要な連携をとりながら、幼児一人ひとりの望ましい発達を促す子育て支援を推進します。
- ・ 特別な支援や配慮を必要とする子どもの支援を充実させるために、子ども発達センターや特別支援学級・特別支援学校等の専門機関との連携協力に努めます。

2. 主な取り組み

（1）幼児期の発達特性を踏まえた幼児教育の充実

① **新しい保育所保育指針と幼稚園教育要領の完全実施の取り組み**

平成 21 年度から新しい保育所保育指針と幼稚園教育要領が実施されます。その改善の趣旨に基づく保育の具現化のために、保育所・幼稚園は、その内容と具体的な実践について、共通理解を図るよう研修を深めています。

（課題）

幼児教育全体の質を高めるため、保育所保育指針と幼稚園教育要領の改善の趣旨の共通理解や具体的実践の普及に努めなければなりません。また、幼稚園が行う「預かり保育（※11）」に対する内容について周知を図る必要があります。

（対応）

幼児教育センター及び公立幼稚園、保育所が中心となり、積極的に研究を実践し、その成果の普及、及び、幼稚園が行う「預かり保育」に対する内容について周知に努めます。また、幼児教育のあり方についての報告書に基づき、関係部局・機関と連携しつつ、幼児期における様々な体験活動が重要なことにも着目しながら、幼児教育の振興に関する施策を推進します。

（２）幼児教育全体の質の向上

① 自己評価の実施と保育士、幼稚園教諭の資質向上

幼稚園における学校評価の実施と結果の公表を推進し、学校運営の改善と発展を目指します。また、幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員の資質向上を図ります。
（課題）

保護者や地域の声を保育に生かし、保育の内容改善・発展に努めなければなりません。質の高い保育の提供のためには、実際保育に関わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要となってきます。

（対応）

幼稚園において、定期的に自己評価を実施するとともに、学校関係者による評価や第三者評価等を活用した教育内容の改善に努めます。また、結果の公表を推進し、学校運営の改善と発展を目指します。

また、幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員の資質向上を図るため、幼児教育センターによる研修の充実及び参加しやすい研修体制の工夫を推進します。また、県と協力しながら幼稚園教諭免許と保育士資格の併有及び、幼稚園教諭一種免許状を有する現職幼稚園教諭の増加を促します。

（３）幼・保・小の連携を重視した幼児教育の充実

① 円滑な移行と連携を目指した取り組み

小１プロブレムと言われる小学校入学時の様々な課題を解決するために、保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行を図るための連携を進めます。

（課題）

家庭で就学前に身につけておかなければならない基本的習慣や子どものしつけに対する個人差が問題となっています。併せて、保育や教育内容の違いから、小学校入学時に不適応を起こさないよう、互いに連携し、円滑な移行ができるような取り組みが必要となってきます。

（対応）

幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼・保・小連携の研究を深めるとともに、研究成果の普及に努めます。

幼児期と小学校以降の発達の連続性について、各小学校単位で、相互理解を深めるための教職員の合同研修や交流活動を充実していきます。

子育て支援を推進する中で、家庭での役割（必要な生活習慣の習得や子どものしつけ）について、啓発するとともに支援をしていきます。

（４）特別支援教育の充実、保護者負担の軽減

① 全ての幼児が幼児教育を受けられるために

障がいや経済的な理由で、幼児が幼児教育を受けられないということがないよう特別支援教育や保護者の負担軽減の取り組みを推進していきます。

（課題）

乳幼児期は、発達に個人差があり、様々な障がいがあることに気づかないことが多

いようです。また、保護者の気づきや不安に対して、気軽に相談でき、障がいの早期発見、早期療育ができる環境、また早期支援と発達を促すための体制づくりが求められています。

(対応)

発達障がいを含む様々な障がいのある幼児に対するきめ細やかな対応を推進するため、関係機関と連携しながら早期発見に努めます。また、「具体的な支援体制づくりの方策」や「個別の教育支援計画等の策定」等適切な支援体制の整備を進めます。

言語面では、「幼児ことばの教室」の運営をより充実していくことで、ことばの改善や保護者の相談に対応していきます。

私立幼稚園に通う園児を対象に助成を行い、経済的な背景により就園が阻害されないよう努めます。

(5) 子育て支援の推進

① 保育所・幼稚園を地域子育て支援の拠点に

新しい保育所保育指針や幼稚園教育指導要領には、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めることが示されています。それは、地域のより身近にある保育所や幼稚園、認定こども園等の施設や人材を活用し、また、地域の人材を活用することにより、孤立しがちな子育てに関わる保護者やその家族を含めた支援が必要であるということ、幼児教育には、地域全体の協力が必要であるということです。

(課題)

地域には、様々な子育てサークルやボランティアなどの存在があり、それぞれが知恵を出しあって、よりよい子育てのあり方を求める人の輪を広げています。

そのような自主的な活動と、保育の専門的な立場にある保育所や幼稚園、認定こども園との連携や、それらをコーディネートする人材の育成、活動に対する支援の必要性など、様々な課題が指摘されています。

(対応)

幼稚園、保育所及び認定こども園が有する人的・物的資源を活用した施設開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てにかかる相談・助言などの子育て支援を促進します。特に、地域の在宅親子が安心して遊び、他の親子と自由に交流できる場づくりを推進します。その核としての幼稚園や保育所、認定こども園を機能させるため、リーダー養成や意見交換会などの研修を充実します。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
幼稚園の就園率 ※ 幼児教育の充実の成果として、幼稚園の就園率で計ります。	93.4% (平成 19 年度)	100% (平成 24 年度)
幼児教育に対する幼稚園教諭・保育士の理解度 ※ 幼稚園教諭、保育所保育士の幼児教育に対する理解度を、研修会等でのアンケートで計ります。	80.6% (平成 19 年度)	100% (平成 24 年度)

☆確かな学力の向上（義務教育）のために

1. 今後の方向性

確かな学力の向上のためには、各学校で日々展開される授業を進めることが何よりも重要なことです。そこで、本市においては、一人ひとりの教職員が、資質を高め、魅力あふれる授業を展開することができるようにするために、次の手だてにより「学校力」「教師力」の向上を図っていきます。

- ・ 本市においては、学校2学期制を継続推進していきます。また、国際都市佐世保市にふさわしい国際感覚豊かな児童・生徒の育成に必要な国際理解教育を推進するとともに、高度情報化社会を主体的に生きる児童・生徒の育成に努めます。
- ・ 小・中学校においては、各学校の創意工夫を生かし学校経営ビジョン（※12）に基づいた、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。また、体験活動を通じた環境教育や食育教育を充実させます。さらに、習熟度別学習を含めた少人数指導や特別に支援を要する児童・生徒のニーズに対応するきめ細かな指導や読書活動の推進により確かな学力の向上を目指します。
- ・ 佐世保市教育センターにおいては、教育に関する研究調査及び子どもたち一人ひとりの学力向上と基礎・基本を定着させるために、教育関係職員の専門性を高め資質の向上を図るための研修を行い、「確かな学力」と「豊かな心」を身につけ、生きる力を育てる教育を推進します。
- ・ 個に応じた教育の充実を目的として、状況に応じて特別支援教育補助指導員を配置するなど、障がいのある児童・生徒の日常生活及び学習活動への支援を行います。

2. 主な取り組み

（1）子どもたちの生きる力を育むために

① 特色のある学校づくり対策事業

平成14年度に創設された「総合的な学習の時間」の充実や、校長のリーダーシップとマネジメントサイクル（※13）に基づく学校教育の活性化、開かれた学校づくりの推進などを目的として、各小・中学校において特色のある教育活動を推進しています。

また、学校において、連絡調整や指導・助言にあたる教務主任の研修会をはじめ、各職能別研修を定期的に行い、校務に関する専門性を高めるなどの指導力向上を図っています。

（課題）

新学習指導要領の趣旨に基づく教育課程の内容をいかに充実させるか、検討する必要があります。また、学校教育法により義務付けられた学校評価の結果と各学校の特色ある学校づくりとの関連性を明確にする必要があります。

（対応）

新学習指導要領のもと、効果的な教育課程を編成するための学校力の向上と、児童生徒の一層の学力定着を図るための教職員の資質向上のため、各種研修会の開催と効果的な実践に努めます。

② 基礎学力・学習意欲向上推進事業

『『生きる力』の育成』というねらいのもと、児童・生徒が自主的に意欲を持って学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得するための効果的な指導法の研究及び学校力と教師力の向上を目指して実践的な研究を推進します。

その研究の成果は、冊子にして教職員・PTA 等に配付するとともに、公開研究会を開催し、指導法等の改善について協議を深め、研究の成果を全市的に普及していきます。

今後、市立図書館との連携を深めながら、学校図書館の活性化を図ることによって、児童・生徒が読書に親しみ、豊かな感性と想像力を高めていくよう努めるために、学校教育分野と社会教育分野の連携による「佐世保市子ども読書活動推進計画（仮称）」を策定します。

（課題）

新学習指導要領では、改訂にともなって、学力向上のための教育課程編成の工夫と教育指導の改善がより一層求められ、個に応じた支援・指導を工夫する必要性が高まっています。

また、学校図書館が、読書活動を推進する中核施設として、子どもたちの様々な学習を支援する学習情報センターとしての機能を十分発揮できるよう、専任の学校司書配置がさらに必要になります。

（対応）

小学校の児童については、客観的・多面的観点から一人ひとりの実態を把握するために、標準学力検査と知能検査を実施します。中学校生徒については、学力と適性について把握し、適切な教育相談や進路指導を行うため、知能検査、心理検査、標準学力検査を実施します。これらの結果をもとに、一人ひとりの学習意欲の向上を図るとともに、基礎学力の定着や個に応じた指導を工夫するなど、さらなる学力向上に努めます。また、学校司書の配置により、各学校の読書活動の一層の向上を推進していきます。

③ 少人数指導支援事業

児童・生徒数が1学級につき40人近い学級を持つ学校や、習熟の程度に応じた少人数指導に積極的に取り組む学校、研究指定を受けている学校などに対して、非常勤講師を配置し、少人数指導（ティームティーチング（※14）含む）や習熟度別学習等により、児童・生徒の基礎基本の定着及び学び方や基本的な生活習慣の定着を図っていきます。

（課題）

学習規律や授業秩序の問題をはじめ、コミュニケーションや自他との関わり等に関して、子どもたちの姿に大きな変化がみられます。また、子どもたちの学力向上とともに、発達障がいなど教育上特別な支援を要する子どもたちへの対応も必要です。

（対応）

こうした現実をふまえ、一人ひとりの児童・生徒の能力に応じたきめ細かな教育を一層進めるためには、少人数指導のための講師の人的確保も必要です。

④ 国際理解交流能力育成事業

中学校英語の「聞く・話す・読む・書く」といった4領域において、英語を理解し英

語で表現できる実践的な運用能力を身につけさせるため、各中学校へA L T（※15）を派遣しています。また、小学校における外国語活動の充実を図るために、国際理解教育指導員を派遣しています。

（課題）

新学習指導要領では、小学校 5・6 年生に外国語活動が導入されることになりました。これに対応できる環境整備が必要となります。

（対応）

望ましい小学校外国語活動のあり方に対する実践的な研究を進め、指導資料等を整備します。また、国際理解指導員の派遣計画の見直しを行い、各小学校の指導状況に応じたものへと改善します。

⑤ 体験学習・環境教育充実事業

小学校 3 年生では、ふるさと佐世保のすばらしい自然を生かした体験学習を、小学校 4 年生では、ふるさと佐世保の特色を生かした伝統産業や環境学習を、中学校 1 年生では、ふるさと佐世保の歴史遺産を専門職員の指導のもとに学習しています。

（課題）

近年の生活様式の変化により子どもたちが自然に触れあう機会が減少しています。また、情報技術の急激な発達や地域教育力の低下等によりふるさと意識が希薄化していると考えられます。加えて、地球温暖化等の環境問題が顕在化しており、環境教育の重要性が増しています。

（対応）

自然や歴史にかかわる各体験学習について、内容の充実を図ります。

環境教育については、平成 17 年に制定された「佐世保市環境基本条例」及び「佐世保市環境教育・環境学習計画」の理念を実現するため、環境部と連携を深めながら「佐世保市環境基本計画」を推進していきます。

また、佐世保市の大きな特徴でもある「海」を活用し、海洋スポーツを通じた体験学習についても新たに取り組むこととします。

⑥ 小・中学校情報教育推進事業

学校教育ネットワーク環境の構築及び校内 L A N（※16）の整備・運用を行うことにより、児童・生徒が情報機器を活用し、情報化社会に主体的に対応できる資質や情報活用能力の向上を図ります。また、パソコンで指導できる教職員の割合を向上させ、教育情報を保護者及び地域へ発信することで、学校と家庭と地域社会の連携を深めます。

（課題）

パソコンを使って指導ができる教職員の割合は、平成 19 年度で、小学校が 71.1%、中学校が 61.3%でした。事業効果を発揮するためにも、平成 24 年度までには小学校で 90%、中学校で 80%まで向上する必要があります。また、児童・生徒に I C T活用能力（※17）を持たせるため、教職員の情報教育に関する I Tリテラシー（※18）及び I C T活用指導力の向上を図ることが重要課題となります。

また、十分な容量を持った通信回線や、安心・安全・効果的な情報教育環境のさらな

る確保が必要となります。

さらに、平成 23 年に予定されている地上デジタル放送への移行を踏まえた情報機器の整備とその活用について検討していくことが課題となります。

なお、昨今のパソコンや携帯電話の普及による情報化の問題は、ネットによるいじめで自殺者が出るなど、真剣に向き合わなければならない喫緊の課題となっています。

(対応)

現在、総合教育センター（仮称）の建設に向け努力しているところですが、できる限り早期に総合教育センター（仮称）の設置・運用に着手し、e - ラーニング（※19）、学校図書館との連携及び IT サポーター（※20） 等の設置など、情報教育を推進していきます。

また、子どもたちの情報活用の実践力の育成や、情報の科学的な理解だけにとどまらず、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解、情報モラル（※21） の必要性や情報に対する責任、ネット上の悪意から身を守るための知識、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度などを、児童・生徒の発達段階に応じてバランスよく身につけることができる情報教育を推進します。

さらに、子どもを取り巻く情報環境のあり方について、社会全体で考える必要があり、家庭や地域とともに、このことについて学習を行いつつ、機会をとらえ、国や県、関係機関などにその改善を働きかけていきます。

（２）教職員の資質向上を図るために

① 教職員資質向上事業

教職員の資質・指導力の向上、また児童・生徒の文化活動の充実を目的として、幼稚園、小・中学校において研究を行っています。また、教職員の自主的な研究活動の支援や各種研修会の開催、学校訪問による指導なども行っています。

さらに、佐世保市教育センターでは、研修会や各種講座の開催をはじめ、教育に関する個人研究や個人研修の奨励も積極的に行っています。

(課題)

新学習指導要領の趣旨に基づいた教育課程の編成と確実な実践が課題となります。また、前述してきたとおり、近年の教育改革、国際理解教育、教育の情報化、環境教育、食育等に代表される新たな教育課題に適切に対応することが課題となります。

(対応)

特に、新学習指導要領の理解促進に関する研修を充実します。また、新たな教育課題に対応できるよう研修内容の適正化を図ります。

（３）特別なニーズに対応した教育を推進するために

① 病院内病弱児童支援事業

病院に入院・治療中などの特別なニーズに対して、学習の継続により学校教育の空白を補い、学習の遅れを最小限に押さえます。

(課題)

現在は、小学校児童に対しての支援を行っていますが、中学校生徒に対する支援を検

討していく必要があります。

また、現在は佐世保市立総合病院（金比良小学校）を対象としていますが、市町合併に伴う市域の拡大に伴い、対象の療養機関の多様化も検討する必要があります。

（対応）

従来にも増して、より一層、病院・学校側との連絡を密にしていきます。

② 障がい児教育推進事業

通級による指導教室（まどか教室、きこえとことばの教室、ゆたか教室）の運営及び特別支援教育補助指導員の派遣により、障がいの改善・克服を進め、社会に参加し、周りと関わりながら生活することができるように努めています。

（課題）

通常学級にも発達障がいがある児童・生徒が少なからず（6.3％）存在するため、それらの児童・生徒一人ひとりに対して、教育的支援をどのように充実していくかが課題となっています。

また、市町合併に伴う市域の拡大に伴い、通級による指導教室の地域的な偏在も新たな課題となっています。

（対応）

特別支援教育補助指導員の増員に努めます。また、あわせて雇用条件の改善に努めつつ、教職員の特別支援教育に対する専門性を高めるため、研修の充実にも取り組みます。

また、地域的な格差是正のため、必要に応じた施設の整備に取り組みます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査達成度 ※ 小学校 6 年生（国語・算数）、中学校 3 年生（国語・数学）を全国平均と比較します。	100% （平成 19 年度）	103% （平成 24 年度）

☆豊かな心を育む教育の充実（義務教育）のために

1. 今後の方向性

道徳授業の充実を図るための教職員対象の研修、学校や地域、児童・生徒の実態に応じた道徳資料の活用を行いながら、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、子どもたちの豊かな心の育成に努めます。また、全小・中学校に相談員等を配置し、児童・生徒の悩み等を気軽に相談できる環境をつくれます。

なお、学校適応指導教室（※22）での相談や学習支援等を通じ、児童・生徒の不安や悩みの解消を図りながら、いじめの防止や不登校児童・生徒の学校復帰を促進するとともに、教職員に対しては、いじめ・不登校に関する研修及び「ネット上でのいじめ」に対応するために、情報モラル教育に関する研修会を実施します。

さらに、いじめや不登校といった問題行動を児童・生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制（スクールカウンセラー（※23）の全中学校配置やスクールソーシャルワーカー（※24）の複数配置による教育相談体制の整備・支援）を推進します。

2. 主な取り組み

（1）学校、保護者、地域が連携して豊かな心を育てるために

① 豊かな心を育む実践事業

児童・生徒に対し、保護者・地域・教職員との関わりを深め、人と積極的に関わる喜びを味わってもらうため、「いのちを見つめる強調月間」を設定し、講演会を開催し、また、期間中は学校ごとに独自の取り組みを行っています。また、教職員全員に心の教育研修講座を開催しています。

さらに、冊子「コミュニケーション能力を育むために」を活用し、教育実践を積み重ねます。

（課題）

平成16年6月に市内の小学校において、痛ましい事件が発生しました。このことから、生命の重みを感じ取り、豊かな心を持った児童・生徒の育成は重要となっています。

各学校では、地域の実態に応じた特色ある教育課程を展開しており、より一層の充実が求められます。冊子「コミュニケーション能力を育むために」の活用状況は、研究指定校を中心として活用方法を研究していますが、全小・中学校へ早急に活用を広げていく必要があります。

また、地域との関わりについては、先進的な事例を全市的に発信し、広げる必要があります。

（対応）

学校と地域が一体となって取り組む特色ある教育課程を実施します。また、「いのちを見つめる強調月間」のより一層の推進を図ります。さらに、小学校低学年から各教科の中で情報モラル教育を推進していきます。

(2) 道徳教育を推進するために

① 道徳教育等推進事業

新学習指導要領では、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることが改めて示されました。また、発達内容に応じた指導内容の重点化、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することなども明確化されました。

本事業では、道徳教育の資料を作成し、教師の道徳教育に関する指導力の向上を図っています。

(課題)

地域や学校の実態に応じた道徳資料および児童生徒の実情に応じた資料の開発が課題となります。また、教職員の指導力向上のため、継続的な研修会の実施が必要になってきます。

(対応)

地域や学校の実態に応じた道徳資料を作成し、身近な教材をもとに、道徳教育を展開していきます。

教職員の指導力向上のため、総合教育センター（仮称）において研修会を実施し、内容を充実させていきます。

(3) 学校内での問題行動に対応するために

① いじめ・不登校対策事業

学校が抱える生徒指導上の諸問題に対応するため、臨床心理士（※25）などの専門家（教育相談員）を学校に派遣し、児童・生徒、保護者及び教職員への教育相談などを行います。

また、教職員が、問題行動に適切な対応を図るため、臨床心理士などの専門家と事例研究を行い、不登校児童・生徒への対応のあり方を研修し、教職員の教育相談のスキルアップを行います。

(課題)

不登校等の問題行動の要因は多種多様であり、早期に各児童・生徒に適した対応や保護者への適切な助言などを行うことが課題となります。

(対応)

教職員が、臨床心理士などの専門家とともに事例研修会の内容充実を図ることができるよう、手立てを工夫します。

② 心の相談充実事業

児童・生徒が悩みを気軽に相談し、ストレスを和らげるため、市内の全ての小・中学校にスクールカウンセラーまたは心の教室相談員（※26）を配置します。

(課題)

不登校等の問題行動の要因は多種多様であり、児童・生徒、教職員及び保護者の相談内容は複雑化し、相談件数が増加しています。

また、本市在住者の、資格を有する臨床心理士が少ない中、教職員の教育相談のス

キルアップおよび、他の機関と連携した専門家の育成も課題となります。

(対応)

教職員が、臨床心理士などの専門家とともに行う事例研修会の内容充実を図ることができるよう、手立てを工夫します。

(4) 学校外での問題行動に対応するために

① 教育相談活動事業

青少年教育センターを中心に、不登校やいじめ、問題行動などの様々な悩みを抱えている家庭（児童・生徒や保護者）、教員、学校に対し、来所相談、訪問・電話相談、専用電話（愛のテレフォン）、休日相談を行います。

(課題)

近年、不登校に関する相談が増加しており、内容も複雑化しています。

適切・的確な対応のために、担当職員のより深い研修と関係機関とのより緊密な連携が不可欠となります。

また、軽度発達障がいが原因と考えられる不登校生徒への対応が今後の大きな課題となっています。

(対応)

専門的な機関の存在を、より広く家庭や学校に周知し、問題行動等への早期の対応を図ります。また、それにより、学校現場の省力化に貢献し、充実した学習環境の提供に寄与します。

② 学校適応指導対策事業

青少年教育センターでは、不登校となった児童・生徒の学習の空白期間への対応や学校復帰を図るため、学校適応指導教室（あすなろ教室）を運営しています。

平成 19 年度では、入級者が 45 名に対し、学校復帰者が 29 名となり、復帰率は 64% となりました。

(課題)

本市の不登校出現率は、全国の出現率と比較すると少ないものの、やや増加傾向も見られます。不登校の最近の原因として発達障がいや家庭の状況に起因する事例も多数みられるため、関係機関との緊密な連携が課題となります。

(対応)

在籍学校との連携を密にし、不登校児童・生徒のコミュニケーション力を高めながら、精神的な自立を促し、併せて、学習指導・生活指導・進路指導を行うことにより、学校復帰を目指します。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
子どもたちが楽しく学校に通学していると感じている児童・生徒、保護者、地域住民の割合（学校評価） ※全小・中学校で実施している学校評価で計ります。	85.6% （平成 19 年度）	90% （平成 24 年度）
不登校児童・生徒の出現率 ※不登校児童生徒の出現率で計ります。	1% （平成 19 年度）	現状以下 （平成 24 年度）

☆安全・安心な教育環境の確保のために

1. 今後の方向性

義務教育における環境の整備充実のため、社会の変化、地域の状況等に応じ、学校の新設や統廃合による規模の適正化を図るとともに、児童・生徒数に適合した学校施設の計画的な整備を進めます。また、学校施設は、災害時には避難場所となることから、耐震化に努めます。

学校給食については、児童・生徒の栄養バランスを考えた食生活・食習慣を身につけさせるため、現在の学校給食を継続します。また、平成 24 年度までに全ての中学校における完全給食の実施を目指します。あわせて、小・中学校における今後の給食のあり方について見直しを行います。

児童・生徒及び教職員等の健康の保持増進を図るため、健康診断等による学校での保健管理を行うとともに、関係機関との連携を密にし、家庭・学校・地域が連携した組織的な安全教育活動を展開します。さらに、教職員の負担増に対応するため、長崎県教育振興基本計画では「校務支援の推進」を打ち出しましたが、本市においてもできる限りの支援を行います。

2. 主な取り組み

(1) 学校施設や通学路を含めた安全・安心に学習できる環境を提供するために

① 小・中学校施設整備事業

教育内容・教育方法等の変化や学校と地域の連携、防犯対策、バリアフリー化、環境との共生、さらには防災面・健康面への配慮など、多くの社会的要請を踏まえた学校施設の質的な整備を行うことにより、安全・安心な教育環境の確保に努めています。

(課題)

本市は小・中学校あわせて 72 校（分校を含む）を設置していますが、教育環境への多様なニーズに対応するためには多くの財源が必要となります。

また、学校と地域の連携や、地域における避難施設としての役割などが求められており、計画的な整備はもちろんのこと、余裕教室などの有効活用なども検討する必要があります。

(対応)

よりよい教育環境の確保のため、学習活動を含めた学校経営と一体となった施設整備を検討します。

ただし、学校規模の適正化や喫緊の課題である耐震化など、多くの財源を必要とすることが考えられ、教育委員会だけではなく、全市的な視点で優先度を考慮した整備を計画的かつ効率的に行っていきます。

② 小・中学校施設維持改修事業

本市の学校施設の多くが昭和 40 年代から 50 年代の児童・生徒の急増時期に建設さ

れているため、老朽化が進みつつあります。そのため、施設の改修要望は増加傾向にあり、平成 19 年度では 335 件ありましたが、要望の全てに対して現地調査、聞き取り、改修などの対応を行い、安全・安心で適正な教育環境の確保、維持に努めています。

(課題)

同時期に建設された学校が多いという傾向があるため、大規模な改造が同時期に必要となる可能性があります。

(対応)

施設・設備の不具合の早期発見に努め、危険性・緊急性・必要性などを考慮した計画的な施設の維持・改修を行います。

③ 子どもの安全対策事業

子供を事故から守る協議会や「子ども 110 番の家」との連携を密にすることにより、家庭・学校・地域が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図っています。

(課題)

家庭・学校・地域の連携の希薄化が叫ばれている中、関係諸機関と地域社会との連携協力体制について、一層の強化が必要となります。

(対応)

安全ボランティア研修会を各警察署管内単位で開催することで、警察、安全ボランティアとの連携を強化し、安全ボランティアの資質向上に努めます。

また、「子ども 110 番の家」の設置にあたっては、佐世保っ子安全マニュアルの効果的な配布やステッカー及び表示板設置場所について工夫し改善をしていきます。そして、全小学校において、児童自らが手がける「地域安全マップ」を作成し、「子ども 110 番の家」の設置場所や危険場所の把握を行い、児童の防犯意識の高揚を図ります。

また、関係部局や他の機関と連携し、地域・警察・学校・防犯ボランティア団体など一体となった子どもを犯罪から守るための体制づくりを推進します。

児童・生徒の通学路の安全確保については、「長崎県犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」に則り、学校や警察、国、県、市等の道路管理者との連携を図りながら整備を進めていきます。

(2) 適正な学校規模及び学校図書、理科教材等のソフトの充実による質の高い学習環境の提供のために

① 教育行政一般管理事業

教育委員会会議を定期的に行っています。また、教育委員、教育委員会の職員の資質向上を目的として各種研修を行っています。さらには、通学区域審議会を開催し、学校規模の適正化について検討を行っています。

(課題)

教育を取り巻く環境の変化に対応し、いかにして学校現場によりよい環境を提供できるかが課題となっています。

(対応)

佐世保市の教育方針を検証し、佐世保市の教育の柱となるべき計画の策定、検証に努めます。

学校規模の適正化については、社会や地域の変化に応じて、適切に通学区域審議会に諮問します。

② 小・中学校管理運営事業

市内の小・中学校を管理運営するため、消耗品や備品（机・椅子・学校図書など）の購入などを行っています。また、光熱水費や修繕料など、運営の基礎となる経費を支出しています。

(課題)

学校図書の充足率については、平成 19 年度で小学校 79.7%、中学校 84.9%であり、さらなる充実が必要となります。また、図書整備にあたっては、本市の学校図書をどのように考えるのか、また、図書司書との連携をどのように深めるのかなどの考え方を整理の上、基本となる計画を策定します。

【学校図書の充足率（平成 19 年度末）】

	標準冊数	蔵書数	充足率
小学校	340,280冊	271,292冊	79.7%
中学校	237,840冊	201,849冊	84.9%
合計	578,120冊	473,141冊	81.8%

(対応)

児童・生徒数は減少傾向であるため、全体的な経費は減少すると見込まれますが、児童・生徒一人あたりに換算した経費は現状を維持し、教育の質の確保に努めます。

(3) 学校における食育推進の柱としての学校給食の実現のために

① 学校給食事業

栄養バランスに優れた安全でおいしい給食を提供し、子どもたちの健康の保持増進に寄与しています。

子どもたちが、食を正しく理解し、望ましい食習慣を身につけることができるよう学校給食を通して食育指導を行っています。

平成 21 年 4 月 1 日施行の改正学校給食法においては、学校給食を活用した食育の推進と衛生管理の徹底が求められています。

本市では、学校給食を「食育」の生きた教材として活用しながら、安全でおいしい給食を提供しています。また、佐世保市立学校給食検討委員会での協議を受け、学校給食の充実に努めています。

(課題)

改正学校給食法で、学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応するために、改善が必要となってきています。

また、「焼く」「蒸す」などの調理方法に対応できる調理設備が整備されていないために献立に制約があることや、食物アレルギーへの対応、食材等への地場産品の使用推進、学校給食費の未納対策など、多くの解決すべき課題があります。

さらに、より効果的な食育の推進を目指し、全ての中学校で完全給食を実施する必要があります。

(対応)

平成 24 年度からの全市立中学校での完全給食の実施に向け、ハード・ソフトの両面から準備を行います。また、既存の調理施設のあり方について見直しを行います。

学校給食を食育の生きた教材として活用を図るとともに、献立の多様化を図ることや食物アレルギーへの対応、地産地消の推進、法的措置も含めた学校給食費の未納対策等に取り組めます。

また、学校給食における地産地消の推進については、生産者、農水商工部や企業立地・観光物産振興局等関係機関との有機的な連携を図るため、庁内の推進体制を整え、研究していきます。

(4) 児童・生徒及び教職員を含めた健康の保持増進を図るために

① 学校保健管理事業

健康診断を学校医・学校歯科医などに委託し、園児・児童・生徒及び教職員等の健康管理を行っています。学校・幼稚園での保健管理や学校薬剤師などによる衛生管理を行うことで、安全・安心な教育環境の確保に寄与しています。また、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と学校が一つになって、子どもたちの健康を守り、学校保健衛生の進展を図り、教育の理想の達成に寄与することを目的として、50 年以上の歴史を有する「佐世保市学校保健会」等において、子どもたちの心身の様々な問題を研究し、健康管理・健康教育を行っています。

(課題)

健康診断は、一定の定められた時期に実施していますが、年間を通じての学校や家庭、地域における健康上の問題が見落とされる恐れもあります。また、検診日に欠席等で受診できない子どもたちがいることも課題です。

さらに、子どもたちの体力低下や生活習慣病、アレルギーや薬物に関する問題、こころの問題など、健康に関する課題が多様化しています。

(対応)

健康診断日に、欠席等で受診できなかった児童・生徒に対しては個別に対応し、できるだけ未受診者がないように努めます。

また、子どもたちの健康問題に対しては、学校・地域・家庭・関係機関が一体となって研さんに努め、保健管理、健康教育を行っています。

(5) 経済的な不安に対して安心して学習できる環境づくりのために

① 小学校児童助成・中学校生徒助成事業

経済的な理由や通学距離が遠い等の諸事情により就学への負担が大きい家庭に対し、就学援助（※27）や遠距離通学費補助などの経済的助成を行います。これにより就学

における経済的な不安を解消し、教育の機会均等を図ります。

(課題)

社会状況の変化に伴い、家庭における収入の変動が生じるなど、援助が必要な世帯が増えています。また、市町合併に伴い、就学援助の認定率も増加傾向にあります。

さらに、学校の統廃合が行われた場合、遠距離通学補助対象の児童・生徒も増加することとなります。

(対応)

援助が必要な児童・生徒に対し、適切な状況把握に努め、確実な支給を行います。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
学校の安全性に満足している保護者や地域住民の割合(学校評価) ※ 全小・中学校で実施している学校評価で図ります。	80% (平成 19 年度)	100% (平成 24 年度)

☆高等・専門教育の充実を図るために

1. 今後の方向性

少子高齢化や経済状況の悪化により高等教育を受ける機会が減少しないよう、従来の奨学金や私立学校への経済的な支援を継続します。

また、大学の機能の充実への支援、公開講座への後援などを通じ、生涯にわたり高等教育を受ける機会の拡大を目指します。

2. 主な取り組み

(1) 高等・専門教育の充実を図るために

① 奨学金充実事業

高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校等への進学者に対し、教育の機会均等の提供のため奨学金の貸付を行っています。

(課題)

返還率が悪く、次世代への貸付に支障が出ることも懸念されます。

(対応)

滞納徴収を強化し、平成 19 年度では 64%であった収納率を、平成 25 年度には 70%まで上げるよう努めます。

② 佐世保市育英会運営助成事業

東京学生寮という安定した住環境を提供し、勉学に専念させるとともに、共同生活を通じて正しい生活指導を行い、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成しています。

(課題)

老朽化が著しく、また、耐震構造ではありません。さらに入寮希望者が減少する傾向にあります。

(対応)

平成 24 年度までに廃止する方向で調整を行います。

③ 私立学校助成事業

佐世保市内の 5 つの学校法人に対し、施設・設備改善に要する経費を補助し、教育水準の向上に努めています。

(課題)

生徒数の減少に伴い、学校経営の健全性が損なわれることが危惧されます。

(対応)

各学校法人の授業料に大きな格差が生じないように、継続的に補助を行います。

④ 大学等支援事業

長崎県立大学佐世保校の機能充実の推進を図り、公開講座の後援を行います。

(課題)

少子化等の社会情勢の変化に伴い、大学改革が求められています。また、地域活性化に向けた教育機関同士の連携（大学間連携）や産学官連携が求められています。

(対応)

継続して機能充実の推進と公開講座の後援を行います。

○ 主な達成目標

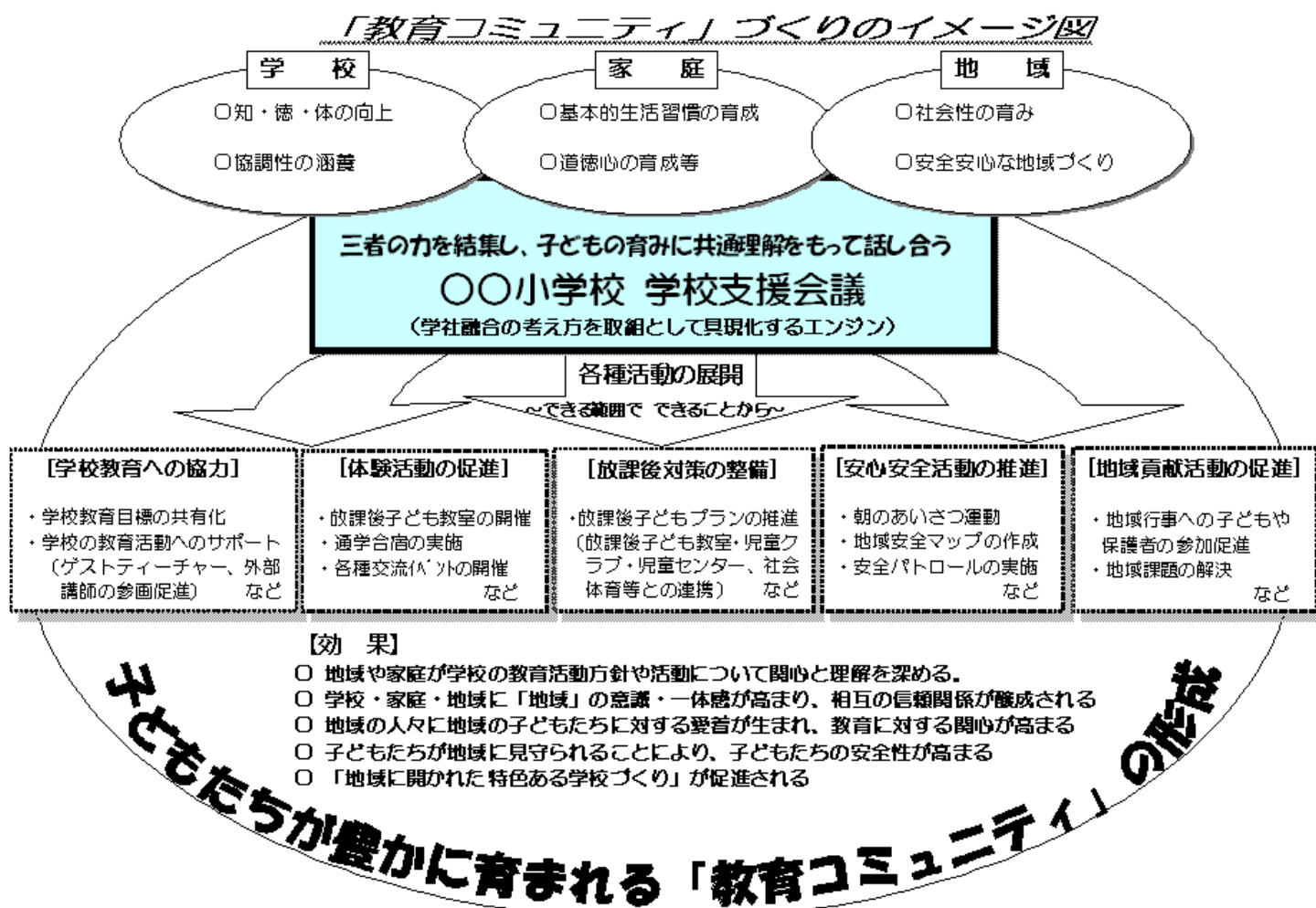
成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
大学等における公開講座参加延べ人数 ※大学等が主催する公開講座への参加延べ人数で図ります。	2,637 人 (平成 18 年度)	3,000 人 (平成 24 年度)

☆青少年を育む教育コミュニティづくりのために

1. 今後の方向性

本市の子育て施策の全体としては、「次世代育成支援佐世保市行動計画」（佐世保市エンゼルプラン改訂版）を策定し、子どもと子育てに関して喫緊に対応すべき課題や新たな課題について、今後重点的に推進すべき施策等の目標を定め、計画的な推進を行っているところです。青少年を育む教育コミュニティづくりの施策としては、学校と地域、家庭との連携による“社会全体で子どもたちを育む”仕組みづくりのために、学社融合（※28）や家庭教育の推進に取り組みます。

また、特に子どもの放課後の時間については、単に安心・安全を求めるだけではなく、地域社会とのつながり、様々な体験学習や交流活動ができる豊かな場であってほしいという考えから、平成20年4月に「佐世保市放課後子どもプラン」を策定しました。このプランは、現在、市内の全小学校区で進められており、教育委員会では、このような取り組みを通じて、家庭・学校・地域・行政それぞれが担うべき役割を明確にし、家庭や学校も含めた地域全体での教育力の充実を図るとともに、子どもも大人も生き活きできる「教育コミュニティ」づくりを推進します。



2. 主な取り組み

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携促進

① 学社融合推進事業

「学社融合」のあり方を協議し、全市的な取り組みの推進機関となる「学社融合推進委員会」の運営、学校・保護者・地域が一つのテーブルを囲み、学校区の子どもの育み全般を話し合う「学校支援会議」の各小・中学校への設置促進、教職員や公民館職員への研修会の実施、市民向け講演会の開催などを行うことにより、学校と家庭、地域が互いに連携して、地域ぐるみで子育てにあたる教育コミュニティづくりを推進しています。

(課題)

家庭の教育力の低下に伴い、その補完的な役割を学校に求められる傾向にありますが、学校現場としても、様々な業務が山積する中、すでに飽和状態にあります。そのため、学校への校務支援の進捗が必要と考えられます。

また、学社融合による教育コミュニティの形成には、多くの大人の理解と協力が必要であり、いかに取り組みの理念に関する市民の理解を促進するかが課題となります。

(対応)

「学校支援会議」について、全小・中学校での設置の働きかけを行い、教育コミュニティづくりの核となる組織づくりを図ります。

また、学社融合による教育コミュニティ形成の理念の浸透を図るため、周知啓発活動を強化します。

② 家庭教育推進事業

市内小学校の入学説明会における「させば子育て講座」の開催や、PTAを対象とした研修会、また、乳幼児をもつ保護者や市内育児サークルを対象とした家庭教育講座の開催など、子育てに関する学習機会と意見交換の場を提供し、家庭の教育力の充実に努めています。

(課題)

学校や地域との連携の強化、子育てに関して悩みを持つ親同士のネットワーク交流の場づくりをいかに進めるかが課題となっています。

(対応)

今後、学齢期に加え、人間形成の基礎となる乳幼児期における家庭教育を推進するため、各地区公民館等を発信基地として、子育てサークルや町内会、学校等関係機関、本市の他部局と連携した啓発活動の取り組みを強化します。

③ 放課後子どもプラン推進事業

平成20年4月に「佐世保市放課後子どもプラン」を策定しました。本プランについては、青少年（特に小学校児童期）の育みを、学校・保護者・地域といった多くの大人たちが連携して取り組もうという“教育コミュニティ”の形成を具現化する取り組みとして、教育委員会と市長部局が連携して推進しています。

「放課後子どもプラン運営委員会」によるプランの進捗管理・研究を行うとともに、

「放課後子ども教室」を実施することで、子どもたちに豊かな放課後を提供するように努めています。

(課題)

放課後対策を含めた『子どもの居場所』づくりに関しては、現段階では、まだ子ども未来部における「放課後児童健全育成事業（児童クラブの運営等 厚生労働省所管）」と、教育委員会の「放課後子ども教室推進事業（文部科学省所管）」が個別に事業展開を行っており、総合的な連携や事業展開が課題となっています。

また、放課後子どもプランの推進にあたり、一部の協力者に負担が集中しています。そのため、さらなる人材の確保が急務であり、取り組みにかかる周知啓発が課題となっています。

(対応)

「教育コミュニティ」の形成に資する取り組みとして、本事業の全市的な展開を図ります。

そのために、国・県の動向や他都市の事例を見ながら、子ども未来部と協議を行い、総合的・効果的な事業展開を検討します。

また、放課後子どもプランは、市民協働によってのみ成立する取り組みであるため、協働の相手方である地域・保護者・学校への事務負担を減らし、さらに効率的かつ柔軟な事業展開を研究し、多くの市民から趣旨の理解と参画が得られるよう周知啓発に努めます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
学校支援会議の設置校数 ※保護者・地域住民・教職員で発足する学校支援会議の設置状況（学校支援会議が意図する機能が充足された設置状況）で計ります。	49 校/72 校 (平成 18 年度)	72 校/72 校 (平成 24 年度)

☆青少年を健全に育成する環境づくりのために

1. 今後の方向性

青少年育成団体が行う地域での啓発活動や環境浄化活動への支援、野外教育活動の促進等を通じ、青少年の健全育成を推進します。

少年補導委員の夜間・昼間・自主補導活動により、青少年を非行や犯罪から守り善導します。また、有害図書類の回収・廃棄や店舗等の立入調査により、青少年にとって有害な環境の浄化を推進します。

さらに、青少年に規範意識や思いやりといった道德心を育むため、学校における道德教育と連携しながら、生涯学習として「徳育」を研究し、「学校・家庭・地域が協力して『社会総がかり』で、心身ともに健やかな徳のある人間を育てる」取り組みを推進します。

2. 主な取り組み

(1) 青少年団体の育成と活動促進

① 青少年教育事業

青少年教育に関する各種啓発活動や、市内全中学校からの参加による「少年の主張大会」の開催、各中学校区単位で青少年の健全育成活動を推進している「青少年健全育成会」への助成などを行うことにより、青少年育成関係者及び市民に、思春期の子どもたちへの理解を深める機会を提供したり、関係機関の相互の連携を図っています。

また、全県下で展開されている「ココロねっこ運動」を、本市においても積極的に推進しています。

(課題)

地域意識の希薄化や、地縁組織の空洞化による地域の教育力の低下が課題となっています。

また、現在行っている青少年育成活動への財政的支援は、補助の趣旨が伝わりにくく形骸化しており、効果的な支援とはなっていないとの指摘もあっています。

(対応)

地縁組織や青少年育成団体の活性化に努め、市民協働による青少年育成を推進します。

また、地域での取り組みが活性化する仕組みづくりや、取り組みの趣旨が市民に浸透する方策について、市長部局と連携し、全庁的に研究していきます。

② 野外教育活動推進事業

少年野外活動事業（宿泊キャンプ事業「えぼし子ども村」）の実施、自然体験活動ジュニアリーダーの養成を行うことで、特に小・中学生に野外体験の機会を提供し、生活体験や異年齢交流などを通じて青少年の「生きる力」を育み、豊かな人間形成に寄与しています。

(課題)

野外活動に対する市民ニーズが多様化しており、自然体験や生活体験、集団による交流体験の提供を行政で直接行うことが難しくなっています。

また、野外教育等を行う社会教育関係団体も、入会する子どもたちの減少や後継者不足などから、組織としての活動力が弱まりつつあります。

(対応)

野外活動の提供は、子どもたちに自然体験・生活体験・交流体験を与え、「生きる力」を育むのに有効な手段であるため、引き続き事業を推進します。ただし、事業実施にあたっては、より効果的・効率的な活動内容を研究するとともに、事業手法についても、関係団体との連携強化を図るなど新たな方策を検討します。

また、行政が主体となって事業を推進する一方で、学校・保護者・地域・行政が連携して推進している「放課後子どもプラン」の中心事業である「放課後子ども教室」では、地域の大人たちが、子どもたちに様々な体験活動を提供しています。このような多様性を持った活動との連携による取り組みのあり方も研究していきます。

(2) 青少年の非行防止・環境浄化活動の促進

① 補導業務推進事業

青少年教育センターでは、不登校児童・生徒の受け入れや、青少年・保護者及び教師を対象とした教育相談など、学校教育に関する連携事業を行っている一方で、青少年の健全育成施策として補導業務を行い、青少年を犯罪から守るとともに非行を防ぎ善導する活動を推進しています。

一般補導委員、学校補導委員及びセンター職員により、市内を14ブロックに分けて地域を巡回し、補導活動を推進することで青少年の健全育成に努めます。

(課題)

少年犯罪は徐々に減少していますが、犯罪内容は低年齢化・凶悪化・共犯化しています。また、犯罪につながりやすい深夜徘徊や喫煙などの不良行為も依然として多い状況にあります。これらを防ぐためにも“声かけ”による巡回補導を充実し、青少年が罪を犯す前に善導していくことが求められています。

また、インターネットの被害や携帯電話による誹謗中傷などの新たな問題も発生しています。

○非行少年・不良行為少年の年次推移

		H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20
非行少年 (犯罪,触法, ぐ犯少年)	長崎県	2,047	1,936	1,822	1,570	1,126	1,189	1,001
	佐世保市	514	474	474	361	232	244	
不良行為 少年	長崎県	18,201	21,154	20,366	21,390	23,397	24,922	19,853
	佐世保市	2,648	3,822	3,595	3,862	4,789	4,942	

※『サポート通信・少年非行白書』（長崎県警）より

※非行少年は犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年を言う。

※不良行為少年は深夜徘徊・喫煙・飲酒等を行い、補導された少年を言う。

(対応)

計画的・組織的な巡回補導や、補導委員同士の情報の共有化及び関係機関との連携を深め、効果的な事業展開をすすめます。また、補導委員の資質向上のため、諸研修会や各地区補導委員連絡協議会を通じて、少年に関する法規や補導技術の習得を図ります。

② 環境浄化健全育成事業

有害図書類の回収及び廃棄や店舗等への立ち入り調査・指導により青少年にとって好ましくない環境の改善に努めています。

(課題)

有害図書・がん具類については、書店・コンビニエンスストア・インターネット等で容易に購入できることが問題となっています。

(対応)

有害図書類については、今後も定期的な回収に努めます。

また、長崎県からの権限委譲により、書店・インターネットカフェ・コンビニ等への立入調査を随時行うことができるようになりました。今後は、さらに市民及び学校や補導委員からの情報収集に努め、できるだけ多くの店舗への立入調査ならびに指導を行い、環境浄化を推進していきます。

○主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
少年補導率 ※少年補導率を減少させる方向で、青少年を心豊かに育むまちづくりが行われているかを計ります。	5.91% (平成18年度)	5%以下 (平成24年度)

☆学習機会の充実のために

1. 今後の方向性

生涯学習の啓発や学習ボランティアの派遣、出前講座等の実施による人的な支援、さらにはまちづくり活動への財政的な支援を通じ、市民の主体的な生涯学習活動を促進します。

生涯学習の充実がもたらす地域社会活性化への効果をしっかりと認識し、生涯学習が「人づくり」「地域づくり」の原動力として活かされるよう、体系的・計画的に推進していくシステムづくりとして「佐世保市生涯学習推進計画（仮称）」を策定し、実行していきます。

また、教育基本法の改正により、国・県レベルで「子どもの読書活動推進」に関する新たな動きがある中で、本市においても読書推進のあり方について学校教育と社会教育が連携して「佐世保市子ども読書活動推進計画（仮称）」の策定を行います。

さらに、新たに関心が高まりつつある“徳育”については、「社会総がかりで徳のある人間を育む」ために、学校における道德教育の推進と併せて、その考え方や推進方策について研究・検討に取り組みます。

2. 主な取り組み

（１）主体的な生涯学習活動の推進

① 生涯学習推進事業

生涯学習団体との連携、出前講座の実施、学習ボランティア情報の集約・提供を行うことで、「学びの社会の実現」に向け、市民が学習成果を社会に還元できる仕掛けづくりを行っています。

（課題）

人材発掘（講師集約）と的確かつ迅速な現代・地域課題の把握など、市民ニーズを結びつけるコーディネート機能を有した生涯学習の推進が課題となります。

また、「生涯学習」の理念（単に講座やクラブのような学習活動にとどまらず、学習の成果を活かして、市民がまちづくりに参加していくなど、その目的が“人づくり・まちづくり”にあるということ）の啓発が必要となります。

（対応）

より多くの市民が、主体的に生涯学習にいそむよう啓発に努めるとともに、自己充足型から社会還元型や社会貢献型へ発展する生涯学習の理念の浸透に向けて、周知活動を推進します。

また、時代のニーズに対応した出前講座のメニュー及び人材バンク（※29）の拡充に努めるとともに、市ホームページを活用した生涯学習の情報発信を図るなど、学習機会の提供充実に努めます。

② 生涯学習支援事業

地区生涯学習推進会及び町内組織の活動への支援を通じて、それぞれの地域性を活かした活力あるまちづくり活動や交流活動が促進されるよう努めています。

(課題)

生涯学習を推進する機関（行政、町内連絡協議会、健全育成会、文化協会など）ごとに活動が行われており、目的意識の共通化や情報の共有化など、相互連携の強化が求められています。

その実現のために、従前から地区公民館単位で「生涯学習推進会」を組織していただっていますが、さらに効果的・効率的に行われるよう、組織構成や支援のあり方を研究し、行政との協働パートナーとして充実を図っていく必要があります。

(対応)

地区生涯学習推進会や地縁団体（※30）を「学びの社会の実現」のための協働パートナーと位置づけ、効果的・効率的な支援を行います。併せて、地域で活動する諸団体を協働相手とする関係各部局と連携しながら、地域コミュニティ形成の強化に資する方策について検討します。

また、本事業の展開にあたっては、生涯学習の理念が市民に浸透するような取り組みとなることを念頭に置き推進します。

③ 視聴覚ライブラリー運営事業

視聴覚教材・教具を整備し貸出を行うことで、市民への学習機会を提供しています。

(課題)

既存の教材等の老朽化・陳腐化に伴い、教材・教具の更新・充実が求められています。また、図書館にも類似機能があるため、事業の位置づけがわかりにくいとの意見もあります。

(対応)

教材・教具の適切な更新を図り、市民に良質な教育情報や学習機会を提供します。

また、「総合教育センター（仮称）」への移転を予定していますが、情報資産の効率的な活用のために、センター内の各施設や図書館等の他の教育機関との効果的な連携の研究に努めます。

④ 社会教育行政一般管理事業

社会教育全般にわたる事務を行うとともに、研修等への参加を促進することにより職員の資質向上に努めています。

(課題)

様々な変革に対応できる社会教育行政を推進するための方策を検討する必要があります。

(対応)

市民協働の視点から各種事業の推進を研究します。

⑤ 子ども読書活動推進事業

本市における読書活動推進のあり方を、学校教育分野と社会教育分野とが連携して構築し、「佐世保市子ども読書活動推進計画（仮称）」を策定します。

（課題）

学校や図書館・公民館では、子どもが「本に親しむ」取り組みを推進していますが、それぞれの事業が体系的・システムの連携できていないという課題があります。

（対応）

子どもの読書活動の推進は、ただ単に「子どもに多くの本を読ませる」ということではなく、子どもが読書によって想像力を膨らませ、感情豊かに感性が磨かれ、健やかに成長することを目的として研究し、学校や図書館などの各機関の連携、学校教育と社会教育（家庭教育、健全育成）の各施策が連携した実効ある計画を策定します。

⑥ 徳育推進検討事業

「学校・家庭・地域が協力して『社会総がかり』で、心身ともに健やかな徳のある人間を育てる」ことを目的とした、徳育を推進します。

（課題）

国の教育再生会議の答申では、「学校・家庭・地域が協力して『社会総がかり』で、心身ともに健やかな徳のある人間を育てる」という提言がなされ、これを受けた国の教育振興基本計画では「社会全体で教育の向上に取り組む」ことが盛り込まれています。しかし、子どもから大人までといった幅広い年齢層の「徳」に関しての取り組みは、現段階において地方自治体単位で行われている事例に乏しく、まだ手探りの状態にあります。

（対応）

「徳育」についての取り組みを進めるために、まず行政が徳育に対する認識を深め、今後の展開方策を研究するため、学識経験者を招聘した「徳育検討懇話会」を設置しました。この懇話会での協議・研究を経て、その後に有識者からなる「徳育推進検討委員会（仮称）」を設置し、本市としての具体的な取組方策を構築・実践していきます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
生涯学習事業への参加者数 ※「まちづくり出前講座」「人材ボランティア派遣講座」「地区生涯学習推進会主催行事」の参加者数で計ります。	84,055 人 (平成 18 年度)	95,000 人 (平成 24 年度)

☆拠点施設による生涯学習の推進のために

1. 今後の方向性

各生涯学習施設については、市民の生涯学習活動を支える拠点施設として機能するとともに、職員研修等によって社会教育事業の充実を図ります。

また、図書館や公民館に対しては、市民の生涯学習の拠点として特に高い専門性や利便性が求められていることから、望ましい運営について、外部有識者の意見を活かしつつ、それぞれの機能の充実及び各施設間の連携に努め、市民にわかりやすく利用しやすいものとしていきます。

さらに、「教育を考える市民会議」からの提言に基づき、「佐世保市総合教育センター（仮称）」を建設し、本市の教育活動の拠点施設を設置します。

2. 主な取り組み

（１）地区公民館、生涯学習センターの機能充実

① 公民館管理運営事業

地区公民館では、社会教育の発信拠点、また地域の生涯学習の拠点として、学びの機会創出と活動の場の提供を行っています。

また、社会教育法に基づく公設の公民館の運営方針にそって、地域と結びついた学習活動の拠点として、地域の各種サークルの育成や公民館固有の学習内容、学習方法を創り出し、市民大学などの主催事業の開催に努めています。

（課題）

開館時間の延長や利用条件の明確化、機能充実などによる利便性の向上が求められています。

また、中央公民館は移転を計画しているほか、これまで包含してきた“中央地区公民館機能”（※清水中学校区を対象とする公民館機能。以下「清水地区公民館（仮称）」と称する）を、今後整備予定の総合教育センター（仮称）内に合築する計画にあるなど、環境が大きく変化します。

19の地区公民館や4つの生涯学習センター、また、現在合併協議中である鹿町町・江迎町の地区公民館組織を統括するセンター機能の強化とともに、中央公民館の今後の役割を見直す時期を迎えています。

また、老朽化や、耐震強度に問題も見られるため、安全で快適な環境を提供することが課題となっています。

（対応）

公民館運営審議会に、中央公民館の今後の役割、各地区公民館や生涯学習センターの今後のあり方について諮問を行います。

各施設の耐震診断を行い、改修を計画的に進めます。

公民館職員連絡会や館長会議、各種研修会を定期的に行い、情報の共有や各職員の資質向上や接遇面の改善を図っていきます。

② 吉井・世知原・宇久・小佐々地区生涯学習センター運営事業

各地区生涯学習センターでは、各地区の生涯学習の拠点として、センター及びその所管施設の管理運営を行っています。

(課題)

地区によっては、施設の老朽化により、多様化する地域住民の生涯学習へのニーズに対応することが困難となっています。また市町合併後も、引き続き地域人口の減少、少子高齢化などの問題が進んでいます。

さらに、市町合併後、複数年が経過し、今後のあり方が課題となっています。

(対応)

各地区の歴史的背景や地理的な特性にあわせた、主催講座の開催など特色ある取り組みに努めます。また、公民館だよりの毎月の各戸配布などを通じて、活動内容の周知を図るとともに、学習形態がグループから個人へと変化しつつある状況に対応する学習機会の提供推進を図ります。

また、地域に密着した特色ある取り組みが一層重要となっており、今後、その機能とあり方を明確にします。

③ 公民館等建設事業

地区公民館の整備は、地域における生涯学習の拠点として、「中学校区単位での地区公民館整備」を推進し、未整備地区への整備を優先課題として取り組んでいます。また、既存の公民館についても老朽化や利便性について検証を行い、地域間で格差が生じないように施設整備に努めています。

(課題)

平成 20 年 10 月の「愛宕地区公民館」の供用開始により、公民館未整備地区は 3 地区となりますが、未整備地区の住民は、整備地区の住民に比べて生涯学習や社会教育、地域コミュニティ形成の場や機会が少ないこととなり、公民館体育室を含めた早期の建設が課題となっています。

また、既存の地区公民館についても、建設後、相当の年数が経過している施設もあり、今後は、未整備地区への対応に加え、既存公民館の建替についても研究・検討を行う必要があります。

(対応)

未整備地区への公民館の建設設置については、地域の生涯学習に対する意識の高まりが必要なところであり、地域住民に説明会等を開催するなど、地域住民の理解と協力を得ながら、円滑な事業推進に努めます。

また、既存の公民館の老朽化や利便性の低下への対応も研究・検討を行います。

(2) 市立図書館の機能充実

① 図書館運営事業

図書館資料の貸出業務を中心としながらも、絵本を手渡すことで、赤ちゃんと保護者がゆっくり触れあう時間を持てるようなきっかけづくりのためのブックスタートの展開、幼児や小学生向けのおはなし会・おたのしみ会、図書館に足を運んでもらうき

っかけづくりとしての、“としょかんこどもまつり”や上映会等いろんな催しを行っています。また、依頼があれば老人ホームや学校に出向いての読み語りやブックトーク（※31）の実演をし、総合学習の一環として学生研修を受け入れ、市史編纂の郷土資料をパソコンで閲覧できるようにするなど、生涯学習の拠点として努めています。

また、遠くて来られない地域の人たちのために、移動図書館車が市内 69 か所を巡回しています。

（課題）

貸出を中心としてスタートした図書館ですが、最近では滞在型の図書館が求められるようになり、ゆったりとした閲覧席や喫茶コーナー、十分な広さの駐車場などハード面の整備の他に、開館時間の延長や祝日開館等ソフト面での充実が望まれています。

また、合併により市域が拡大していることもあり、市中心部にある図書館と生涯学習センターや公民館にある図書室・図書コーナー、さらには学校図書室等とのネットワーク化などの機能連携による利便性の向上が求められています。併せて、広域周辺の読書ニーズに応える移動図書館車が 1 台しかなく老朽化もしていることから、その対策も課題となっています。

さらに、指定管理者制度（※32）の創設に伴い、図書館運営のあり方そのものが大きな転換期を迎えています。

今後策定する「佐世保市子ども読書推進計画（仮称）」の中で、図書館としての役割を明確にしていく必要があります。

（対応）

今後の図書館運営のあり方については、平成 21 年 1 月に出された佐世保市図書館協議会からの答申や、施設利用サービスお客様アンケートでも開館日の増加や利用時間の延長が望まれており、今後研究します。

また、現在、早岐・相浦・宇久・世知原の 4 地区公民館図書室においては、ネットワークシステムを構築していますが、それ以外の地区公民館図書室との連携についても、今後研究します。

平成 21 年度からは、利用者の読書相談等に応じるコーナーを開設し、一層のサービス向上を図ります。

「佐世保市子ども読書活動推進計画（仮称）」の中で図書館としての役割を明確化し、事業の充実を進めます。

（3）児童文化館による多様な学習機会の提供

① 児童文化館運営事業

少年科学教室、児童文化教室、プラネタリウム館の運営、夏季教室、科学実験工作教室の開催や、児童管弦楽団活動の展開を通じて、小・中学生の余暇活動の充実を図り、科学や芸術、文化に対する興味、関心を深め、子どもたちの体験活動の不足に対応するとともに、生涯学習への意識を高めることに努めます。

（課題）

学校週 5 日制の実施を受けて、子どもたちの余暇活動は多様化し、より多くの教室の開催が要望されていますが、市内全域の子どもに対応するためには、施設規模が脆

弱であり、老朽化も著しいものとなっています。

(対応)

総合教育センター（仮称）への移転を見据え、事業の見直しや具体的な事業展開に向けての準備を行います。

総合教育センター（仮称）では、特に最近危惧されている、子どもたちの“理科ばなれ”に対応するため、科学部門に特化した事業を展開し、子どもたちが科学に親しめる環境づくりに努めます。また、大学や高等学校などの専門機関や合築される教育センター・清水地区公民館（仮称）機能と連携を深めながら、より充実した内容と学習機会を創出します。

（４）総合的な拠点機能〔総合教育センター（仮称）〕の整備

① 総合教育センター（仮称）建設事業

「教育を考える市民会議」からの提言に基づき策定した推進計画に則り、教育センター、少年科学館（仮称）、清水地区公民館（仮称）を合築した総合教育センター（仮称）を建設します。

このセンターの整備によって、現在、老朽・狭隘となっている教育センターや児童文化館、清水地区公民館（仮称）の各々の機能を向上させるとともに、これらの教育機関・施設を同一建物内に合築し複合的・効率的に機能させることで、学社融合事業をはじめとした様々な新しい取り組みの展開が期待されます。

《総合教育センター（仮称）が持つ機能》

教育センター	・ 人材（教職員）育成の拠点としての多彩な研修事業の展開 ・ 教育情報の一元的活用の促進 ・ 研究調査事業の充実 ・ 専用の設備を備えた教育相談の充実
少年科学館 （仮称）	・ 科学分野に特化した事業の展開 （プラネタリウム・天体観測・科学教室など） ・ 高専、大学等の他の教育機関と連携した少年科学事業の展開
清水地区公民館 （仮称）	・ 地区の生涯学習活動の拠点としての公民館機能 ・ 先駆的な地区公民館事業の研究開発 （特に、現在の児童文化館が実施している児童向けの文化・芸術教室事業について、総合教育センターが持つ複合機能の利点を活かし、まずは、センター内で公民館事業として試行し、将来的には複数の公民館での広域的な展開を目指す） ・ 学社融合モデル事業の推進 ・ 市民団体との連携事業の推進

(課題)

本施設は、教職員の研修機能に加えて、義務教育における情報教育の拠点としての機能も有することとしています。合築によって生涯学習機能と教職員研修等の間に、相互機能が失われないような配慮を要するとともに、両機能が関連性を持った具体的な事業展開を早期に固める必要があります。

(対応)

合築する各機関が効率的に機能を発揮できるハード整備を進めると同時に、「佐世保市の教育活動の拠点」として機能するための具体的な事業展開や、各機能の連携について検討します。それにより、人員体制も含め、どのような施設とするのかを明らかにします。

また、詳細設計を行うにあたり、運営経費の軽減が可能となる施設内容についてさらに検討し、有効策については実施していきます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
施設利用者数 ※市立図書館、児童文化館、地区公民館、各地区生涯学習センターの施設利用者数で計ります。	1,364,886 人 (平成 18 年度)	1,410,000 人 (平成 24 年度)

☆スポーツ機会の充実のために

1. 今後の方向性

スポーツに親しめる環境づくりに対する地域の主体的な取り組みを促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立及び定着に向けた計画的な支援を行います。また、広く生涯スポーツの普及・促進を図るため、幼児から高齢者、障がい者の方まで、多くの市民が参加できる各種スポーツ大会を開催します。

さらに、体育指導委員の資質向上を図るとともに、体育指導委員による普及講習会や大会の開催を通じ、身近な地域で誰でも楽しみながら体力づくりができるニュースポーツ（※33）の普及・促進を行います。

2. 主な取り組み

（１）気軽にスポーツに親しむことができる機会の充実を図るために

① スポーツ少年団事業

スポーツ少年団育成等に対する助成を行うことで、子どもたちがスポーツに親しめる機会を確保します。また、他市のスポーツ少年団との交流を行うことで、スポーツ少年団員の心と体を育て、より一層の活動促進に努めています。

（課題）

登録団体及び団員数の伸び悩みが見られます。

（対応）

スポーツ少年団単独での活動にとどまらず、佐世保市体育協会、佐世保市体育指導委員協議会、各地区の総合型地域スポーツクラブとの連携など、新しい取り組みを模索しながら、登録団体及び団員数の増加を目指します。

② 総合型地域スポーツクラブ支援事業

地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立・運営の支援を行うことで、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも、だれとでも」スポーツ活動に親しむことに貢献します。また、多種目を用意する総合型地域スポーツクラブは、少子化により減少する小・中学校の社会体育活動の受け皿の役割も担っています。

本市では、平成 15 年に総合型地域スポーツクラブ推進計画書を作成し、平成 22 年度までに市内に概ね 7 か所設立することを目標として取り組んでいます。平成 20 年度末で 4 地区（日野・相浦地区、中央地区、世知原地区、日宇地区）に設立されており、それぞれの地域の特性を生かした活動を行っています。

なお、春日・大野・柚木地区でも設立のための準備委員会が発足し、新たな設立に向け活動しています。

（課題）

地域住民が主体となって安定的な運営を維持していくために、会員をどのように確保していくのかが大きな課題となっています。

(対応)

市町合併による市域の拡大のため「佐世保市総合型地域スポーツクラブ推進計画書」に定めた区域の見直しを検討します。

また、地域住民の自主運営へとつなげていくための支援体制を整え、設立まで一定の支援を行います。

③ スポーツ大会推進事業

市民総参加型の各種スポーツ大会の開催や、開催に対する補助を行うことで、スポーツに親しむことができる機会を提供しています。併せて、生涯スポーツの普及推進を図り、本市のPRにも寄与しています。

(課題)

高齢社会の急激な進展や生活が便利になったことで、体を動かす機会の減少が予測されるため、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められます。そのためには、健常者、障がい者の垣根を越えた幅広い層の市民ニーズに応える大会の開催が課題となります。

(対応)

各大会の周知を図り多くの参加が得られるよう、広報の手段などについて検討します。

④ 地域スポーツ活動活性化事業

佐世保市民スポーツ情報サイト「ぶれい」を通じて、スポーツ情報を発信しています。また、ニュースポーツの講習会や出前講座、ニュースポーツ大会などを開催し、生涯スポーツの推進に努めています。

さらに、各地域から推薦されている体育指導委員の資質向上を図りながら、多様化する市民スポーツのニーズに応えています。

(課題)

体育指導委員は、市全体はもとより、特に各地域に根差した活動を行っていますが、地域によっては委員への認知度が低く、委員の知識や技術を活用できる機会を得られるような働きかけが必要となっています。

(対応)

高齢者の生きがいづくりや障がい者の社会参加など、地域スポーツ活動には福祉的要素や地域社会との連携の視点が必要であるため、関係機関との連携に努めます。

⑤ スポーツ行政一般管理事業

体育行政が円滑かつ効率的に進むよう努めています。また、スポーツに関する功績が顕著な市民や優秀な成績を収められた市民に対し、表彰を行っています。

(課題)

教育委員会表彰においては、さらにスポーツを奨励するため、受賞基準の見直しが必要となっています。

(対応)

各種メディアを通して、表彰対象者の的確な把握に努めます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
総合型スポーツクラブ会員数 ※ 総合型地域スポーツクラブの会員数で計ります	610 名 (平成 18 年度)	1,400 名 (平成 24 年度)

☆学校体育の推進のために

1. 今後の方向性

小学生が体育・スポーツに関心を持ち、運動することが楽しいと感じるよう、多くの児童が参加し相互の交流の場となる小学校体育大会を開催します。また、学校体育の充実と中学生の望ましい心身の発達を目指し、競技力の向上や日頃の運動部活動の成果発表の場として、中学校体育大会を開催します。

小・中学生の体力向上を図るため、教職員に対する実技指導研修等を実施し、学校体育に関する指導技術の向上を図ります。

さらに、平成 20 年度から開始された、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、今後の子どもの体力向上に必要な方策について検討します。

2. 主な取り組み

(1) 小・中学生の基礎体力の維持等を図るために

① 小学校体育推進事業

市内の小学 6 年生の全員を対象として「佐世保市小学校体育大会」を実施し、運動に親しみ、かつ他校の友達とのコミュニケーションを図ります。

(課題)

中学校区を基準に市内を 4 つのブロックに分け、進学後の円滑なコミュニケーションづくりにつなげる理由から、現在は小学校 6 年生を対象としていますが、今後、より多くの子どもが運動に親しむ機会を増やすことが課題となっています。

(対応)

小学校体育大会は、新学習指導要領の目標・内容に沿って実施します。また、小・中学校の体育活動の連携により、継続的な体力の向上に努めます。

② 中学校体育推進事業

中学校体育大会の開催、県・九州・全国大会への派遣、中学校課外体育活動への補助を行うことで、体育・スポーツに対する興味を高め、確かな技能を身につけるとともに、生徒の心身の健全な育成を図ります。

(課題)

部活動数、部活動加入者数の減少が見られ、複数校合同チームによる体育大会参加増が課題として考えられます。また、教職員が専門外の競技を担当することが多いことも課題と考えられます。

(対応)

中学校部活動においては、指導者、特に外部指導者のあり方について検討を行っていきます。

③ 学校体育実技指導者研修事業

小学校教職員対象の体育実技指導者研修会や講習会の開催により、教職員の指導力向上に努めています。

(課題)

新学習指導要領に的確に対応することが求められています。

(対応)

学校現場のニーズに合う研修を計画します。また、研修会の日程についても、より多くの参加が募れるよう設定します。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
小学生の体力測定値 ※ 小学生の体力測定値で計ります。	73.4% (平成 18 年度)	75% (平成 24 年度)
中学生の体力測定値 ※ 中学生の体力測定値で計ります。	78.5% (平成 18 年度)	80% (平成 24 年度)

☆競技スポーツの振興のために

1. 今後の方向性

スポーツ団体の競技力のさらなる向上を目指し、団体等への活動支援を継続して行います。また、ジュニア層の競技力向上のため、スポーツ大会やスポーツ教室等を開催します。さらに、九州大会・全国大会・国際大会等に出場する選手・団体に対しては、一定の助成を行います。また、地域の特性を生かし、海洋スポーツの普及・促進に努めます。

平成 26 年の長崎国体開催に向けて、推進体制を確立させ、競技施設の適切な整備を行うとともに、選手の競技力強化を図ります。

2. 主な取り組み

(1) スポーツの競技力を高める場・機会を確保するために

① ジュニアスポーツ推進事業

ジュニア層の競技者を対象に、スポーツ教室や強化練習会、各種大会を実施し、競技力の向上を図ります。

(課題)

高度で専門的な知識を有し、資質の高い指導者の育成を図ることが重要な課題となっています。

(対応)

平成 26 年の長崎国体の開催も視野に入れ、ジュニア層の競技力向上のため、助成のあり方について検討します。

② 体育スポーツ振興補助事業

佐世保市体育・スポーツ振興補助金交付要綱に基づき、国際大会や全国大会、九州大会等に出場する競技団体や個人を対象に補助金を交付しています。また、ジュニア層の競技力向上や特定選手の強化に努めています。

さらに、優秀指導者育成のため、公認スポーツ指導者資格を取得する際、一定の助成を行っています。

(課題)

競技力向上に伴い、助成額は増加傾向にあり、一定の財源を確保する必要があります。また、質の高い指導力を持った指導者の育成が急務であり、公認資格取得の重要性が高まっています。

(対応)

助成制度を広く市民に周知するとともに、制度のあり方についても検討していきます。

③ 体育協会助成事業

佐世保市体育協会は、スポーツ情報誌やホームページ等でスポーツ情報の発信を行っています。また、本市代表として県民体育大会に出場する選手への助成も行っています。そのようなことから、協会へ助成を行うことにより、スポーツ愛好者や市民に

対するニーズに対応しています。

各競技における競技者人口や加盟団体数の増加、加盟競技団体の競技力向上に資することとしています。

(課題)

体育協会独自での運営体制については、財源確保が課題となっております。また、社会貢献団体への組織や充実を図ることとしていますが、同時に優秀な人材の確保も課題となっています。

(対応)

体育協会活動の活性化を促進するため、継続的に支援を行います。

④ 長崎国体推進事業

長崎国体を円滑に運営することを目的として、開催の準備、施設の整備を図るべく推進体制を整えます。

また、本市の競技力の向上、スポーツの振興及び経済活性化を図ります。

(課題)

施設の整備にあたっては、多大な財源が必要となり、計画的な整備を検討する必要があります。また、選手の競技力をどのようにして向上させるかが大きな課題となります。

(対応)

先催地の事例を参考にして、推進体制の確立に努めます。また、競技団体と密に連携を図りながら、事業を推進していきます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
体育協会加盟の競技人口 ※競技スポーツの振興の成果として、体育協会加盟の競技人口で計ります	21,420 人 (平成 18 年度)	22,000 人 (平成 24 年度)
九州大会・全国大会入賞者数 ※競技力の向上について、九州大会・全国大会の入賞者数で計ります。	159 件 (平成 18 年度)	210 件 (平成 24 年度)

☆スポーツ施設の充実のために

1. 今後の方向性

昭和 44 年の長崎国体を契機に整備された体育施設など、老朽化や機能低下が進む施設について、施設の安全性、利便性、機能性の向上を図り、市民が気軽にスポーツに親しめるよう、計画的な整備を行います。

また、市民がスポーツ施設をより便利に利用できるよう、適切な施設管理を行うとともに、インターネットを通じ、施設の空き状況の確認や予約が容易にできる「公共施設予約管理システム」を利用促進し、適切な運用を図ります。

2. 主な取り組み

(1) 気軽にスポーツに親しめる施設の充実を図るために

① 体育振興会運営補助事業

(財)佐世保市体育振興会への支援を通じて、利用者ニーズに応じた財団所有施設の管理運営や施設整備、スポーツ教室などの事業を実施し、スポーツ施設の充実やスポーツ振興に寄与します。

また、本市の体育施設の運営については、(財)佐世保市体育振興会を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。

(課題)

公益法人制度改革に関する三法(※34)の公布により、平成 25 年度までの見直しが必要となります。

(対応)

利用者ニーズに応じた施設づくりを行っていくことはもちろんのこと、(財)佐世保市体育振興会が適正に管理運営できるよう指導・助言を行います。また、公益法人制度の見直しに対しては、公益性の観点から、同財団が担う役割などを十分に踏まえ、どのような形態が望ましいのか早急に検討します。

② 体育施設運営事業

佐世保市が所管する体育施設を適切に運営することで、安全で快適な利用環境を提供しています。体育施設を運営するにあたり、利用者から一定の負担をいただいています。

(課題)

施設の老朽化及び市町合併による施設数の増により、管理コストが増大しています。

また、施設利用者からいただく負担について、様々なご意見をいただいているため、そのご意見に対して検討する必要があります。

(対応)

各体育施設の効率的な運営について検討を重ねます。

③ 体育施設整備事業

計画的な施設整備を行うことで、施設利用者に対し、安全で快適な環境を提供しま

す。

(課題)

施設運営と同様に、老朽化等に対応するため、計画的な整備が課題となります。また、整備に必要な財源の確保も大きな課題となります。

(対応)

長崎国体の開催にかかる施設整備を含めた「体育施設整備計画（仮称）」を策定し、計画に沿った改修整備を行います。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
体育施設の年間利用者数 ※スポーツ施設の充実を、全施設利用者数で計ります。	830,090 人 (平成 18 年度)	961,000 人 (平成 24 年度)
体育施設利用者の満足度 ※全施設における利用者の満足度をアンケート調査(5段階評価)で計ります。	3.6 (平成 19 年度)	4.0 (平成 24 年度)

☆人権に関する啓発・教育の推進のために

1. 今後の方向性

市民一人ひとりが、人権問題を正しく理解・認識し、人権に対する意識の高揚を図るため、啓発講演会や講座、企業を対象とした研修会の開催、啓発パンフレットの配布等の取り組みを継続して行います。また、人権擁護委員や国等の関係機関との連携を図りながら、人権擁護活動に対し協力を行います。

また、市の行動計画は、策定後7年が経過しており、その策定のベースとなった国連採択の「人権教育のための国連10年」も平成16年にその計画期間を終えているため、これまでの取り組みを踏まえ、市としての新たな人権教育及び人権啓発に関する基本的指針の策定を行うこととしています。今後、市長部局と連携しながら、新たな指針の策定に向けて研究します。

2. 主な取り組み

(1) 人権啓発・教育の推進

① 人権啓発推進事業

人権・同和問題の啓発活動として、講演会の実施、啓発リーフレットの作成、広報誌等による市民啓発活動、企業及び市職員に対する研修などを通して、人権意識の高揚を図っています。

(課題)

依然として女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、国際化や情報化の急速な進展に伴う新たな人権問題も生じてきています。今後は市民一人ひとりが、人権問題を正しく認識していかなければなりません。

(対応)

平成13年3月に策定した「『人権教育のための国連10年』佐世保市行動計画」の取り組みを踏まえて、本市の人権施策の一層の推進を図るため、新たな指針として「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を平成21年度に策定します。これまでの人権教育・啓発の取り組みは、各部局や教育委員会などが個別に行ってきましたが、基本計画策定後は、総合的・計画的に取り組むことにより、効果的な施策を推進します。

② 人権擁護関係事業

人権擁護委員は人権擁護委員法に基づき、(1)国民の基本的人権が侵犯されないように監視し、人権侵害があった場合にはその救済のため、速やかに適切な措置をとること、(2)常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として、市町村の区域ごとに置かれており、法務大臣によってその職務を委嘱されています。佐世保人権擁護委員協議会に対しては運営負担金の支出、各委員に対しては活動費の支援を行っています。また、特設相談所開設の折の市広報誌掲載及び市の施設を提供するなど、様々な協力を行っています。

(課題)

人権侵犯に対する救済及び自由人権思想の普及高揚は、人権問題が複雑化する中で、引き続き取り組んでいく必要があります。

(対応)

人権擁護委員の活動が円滑に実施されることにより、市民の基本的人権の保護と市民の福祉増進に寄与することから、引き続き市として円滑な活動に協力していきます。

③ 人権講座事業

教育集会所において地域の人権教育の推進・学習機会の提供を行います。また、各地区公民館において人権・同和教育講座を開催するとともに、企業や生涯学習団体の求めに応じ専門講師を派遣することで、市民の人権・同和問題に対する理解と認識を深め、人権意識の理解・高揚を図ります。

(課題)

市としての新たな人権教育及び人権啓発に関する基本的指針の策定が求められており、その中で教育委員会の取組を明確に位置づけていく必要があります。教育集会所は、昭和55年に設置し、地域の人権教育の推進拠点として事業展開を行っていますが、施設の老朽化への対応とともに、今後は、事業内容や施設のあり方についても研究が必要です。

(対応)

今後も、地区公民館における人権・同和教育講座の開催を中心に、多様な教育・啓発機会の創出に努めます。また、人権擁護委員との協働や、新たな人権教育及び人権啓発に関する基本的指針づくりなど、市長部局との連携による人権・同和教育の推進に努めます。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
人権が守られていると感じる市民の割合 ※人権が守られていると感じる市民の割合を市民意識調査で計ります。	81.9% (平成19年度)	85%以上 (平成24年度)

☆学校における人権教育の推進のために

1. 今後の方向性

人権問題については、第2章で記載しているとおり、その解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題だと考えています。文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に基づき、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設け、学校教育における人権教育の指導方法等のあり方について検討し、第一次、第二次とりまとめを経て、平成20年3月に「人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次とりまとめ〕」が示されました。

また、「戦争は最大の差別である」といわれるように、被爆県である本市において、6月29日の佐世保空襲の日、8月6日・9日の原爆の日を平和教育の原点として、世界の平和を願う子どもを育てなければなりません。

基本計画は「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示したうえで、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害などの個別課題を挙げ、「人権教育・啓発にあたっては、普遍的な視点からの取り組みのほか、各人権課題に対する取り組みを推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取り組みを進めていくことが必要である。」としています。

2. 主な取り組み

（1）人権同和教育の推進

① 同和啓発活動支援事業

教職員が研修会や講演会へ参加することにより、児童・生徒の豊かな心の育成と人権教育に対する意識及び指導力の向上を図ります。インターネットや携帯電話等により新たな人権侵害の実態の調査・把握に努めるとともに、保護者や関係機関と連携した改善対策を図り、長崎県人権教育研究大会への協力などを通じ、児童・生徒の豊かな心の育成と、保護者の意識の高揚を図ります。また、教職員の人権・同和教育に対する意識及び指導力の向上を図ります。

（課題）

家庭教育力や地域教育力の低下に伴い、いじめ、不登校、非行等、児童・生徒を取り巻く環境の悪化が深刻化しています。また、インターネットや携帯電話による新たな人権侵害等の課題が出てきています。

（対応）

教職員が人権意識を高めるため、市人権教育研究会と連携をとり、研修会や講演会の充実を図ります。

また、毎年6月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、各学校ごとに特色ある取り組みを行っているところですが、今後も継続することで、自分の大切さとともに他

の人の大切さを認めることができる児童・生徒の育成に努めます。

さらに、新たに策定される「佐世保市人権教育・啓発基本計画」との整合をとりつつ、国や県、各種機関などとの緊密な連携を図ります。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
人権問題に関する理解度 ※研修会等への参加者（教職員・保護者等）へのアンケートで計ります。	95% （平成 19 年度）	98%以上 （平成 24 年度）
パソコンや携帯電話でのいやがらせを受けた児童・生徒数 ※毎年の各学校への調査で計ります。	215 人 （平成 19 年度）	現状値以下

☆市民文化の振興のために

1. 今後の方向性

佐世保市文化振興基本計画では、様々な文化芸術に対する鑑賞意欲や創造意欲に応えるため、市民のニーズや時代の動向等を踏まえ、アルカスSASEBOを拠点に、各文化施設の特性を活かしながら、質の高い鑑賞事業をはじめ、市民参画の文化事業など幅広い事業展開を図ることとしています。また、(財)佐世保地域文化事業財団のさらなる積極的な文化事業の実施を促進することで、より一層の市民文化の振興を図ることとしています。

このような中で、教育分野においては、市長部局が行う文化行政と連携して、市民の誰もが、いつでも、良質な文化芸術に触れ、学習・実践できる機会の創出を行っていきます。そのために、文化芸術を身近なものとして捉えることができるよう、ホールでの公演のほか、地区公民館や学校、福祉施設などで文化芸術に触れ合える機会を創出します。

なお、施設の整備・運営に関しては、利用者のニーズに応じて、ハード・ソフト両面での充実を図り、市民に利用しやすい環境整備に努めます。

2. 主な取り組み

(1) アルカスSASEBOを拠点とした文化芸術事業の展開

① アルカスSASEBO管理運営事業

アルカスSASEBOを適切かつ効率的に維持管理し、様々な舞台芸術や施設の提供などにより、地域の芸術文化の振興と地域活性化を図ります。

(課題)

文化芸術に関する個人の価値観には様々なものがあります。多彩な文化芸術を楽しむことができる感性や能力を育むためには、年齢層、時代の流れなどを視野に入れた市民ニーズの掘り起こしや的確な把握により、多様な文化芸術への理解を深めてもらうきっかけづくりや環境づくりが必要です。

(対応)

様々な文化芸術に対する鑑賞意欲や創造意欲に応えるため、市民のニーズや時代の動向等を踏まえ、質の高い鑑賞事業をはじめ、市民参画の文化事業など幅広い事業展開を図ります。

また、(財)佐世保地域文化事業財団の積極的な文化事業の実施を促進し、より一層の市民文化の振興を図ります。

このほか、文化芸術を身近なものとして捉えることができるよう、ホールでの公演や、地区公民館や学校、福祉施設などで音楽や演劇等の出前公演を充実させ、利用者のニーズに応じて、ソフト面での充実を図ります。

(2) 子どものための文化環境の充実、市民主体の文化活動への支援、文化芸術の情報発信

① 芸術文化提供事業

青少年劇場の開催等を通じて、児童・生徒に対して優れた舞台芸術に接する機会を設けるとともに、佐世保市民展等の開催により、市民が芸術に対し興味を深め、自ら

芸術活動に参加し、創造することを促し、市全体の文化的なレベル向上に努めています。

(課題)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、当該部分を市長部局に事務委任することが可能となりました。法改正も背景にして、今後、効果的な芸術文化活動の促進を図ることができる体制づくりが課題となっています。

(対応)

教育委員会主催として、芸術文化に市民が親しめる事業を展開していますが、文化振興基本計画に則り、市長部局と連携して、音楽鑑賞体験教室や芸術家派遣事業等により、より効果的な事業展開を図ります。

特に、青少年劇場の開催については、開催校の希望調整を行うなど、効率的な事業展開に努めるとともに、児童・生徒が優れた芸術文化に触れ親しむ機会の創出に努めます。

現在、児童文化館で所管・運営している児童管弦楽団については、今後も引き続き教育委員会の所管事業として運営・育成を図ります。

② 市民文化活動サポート事業

文化団体の活動情報などの登録を行い、団体、イベント情報を発信し、市民活動の側面支援を行います。

(課題)

文化活動はその成果を他者に向けて発表し、評価されることで、満足を得るとともに、さらなる創造活動へとつながります。そのため、文化活動への支援とともに、創造・発表の機会を充実させていくことが重要です。

「させば塾推進事業（※35）」終了後の文化活動への支援については、より効果的な方法を検討していく必要があります。

(対応)

市民主体による文化活動の振興を図るため、基金等の有効活用により、本市の文化レベルを向上させるための人材育成に対する支援を行います。

また、民間が主体となった市民文化の振興に資する文化活動の充実を図るため、市民団体や企業などが行う文化事業への後援、協賛、共催等による支援を行います。さらに、文化情報の発信においては、インターネットによる活用を充実させ、より効果的な情報提供を行います。

③ 市民文化活動助成事業

市民などの寄付に基づき創設した教育文化振興基金を活用し、市民が行う文化活動への助成を行います。

(課題)

平成18年4月に「活用に係る取扱要綱」を制定し、制度の透明性を高めるよう努めていますが、同制度を知る市民団体は少なく、制度の周知が課題となっています。

(対応)

教育委員会として、市民団体が行う文化活動を支援することで、本市の文化レベルの向上と人材育成を図っていますが、一方で市長部局においても、文化レベル向上のための人材育成事業（地域文化創造人材育成事業）を行っています。文化振興基本計画に則り、このような事業との連携や、より効率的な展開を市長部局と協働で構築します。

なお、現事業については、「広報させぼ」などを通じ広く市民に周知し、事業が多くの市民に活用されるよう努めます。

(3) 美術鑑賞の機会及び発表の場の創出

① 島瀬美術センター管理運営事業

郷土の美術作家を顕彰する年1回の企画展と2～3回の収蔵品展を開催し、市民が芸術文化に触れあうきっかけづくりを行っています。また、美術に親しむ市民の創作活動の発表の場として、よりよい環境整備に努めています。

(課題)

施設設備の老朽化や収蔵庫の能力、学芸員の配置などを含め、今後の運営に関する整備方針を検討する必要があります。また、良好な立地条件と利便性を活かし、より市民が親しみをもち、気軽に立ち寄れるようなマネジメントが必要であり、美術関係者との連携が求められています。

(対応)

今後も、良質な文化芸術に触れる機会を多くの市民に提供するため、魅力的な展示会を企画し開催します。また、佐世保市民展の開催等を通じ、広く市民に対し芸術に気軽に接してもらうよう努めるとともに、市民による芸術発表の場を提供します。

なお、1階の無料の展示コーナーと喫茶コーナーの設置を通じて、市民が親しみやすい環境づくりを行います。

また、美術館を新たなまちづくりのテーマとして考えていこうという気運が高まりつつあることから、新美術館の建設について研究・検討します。

② 市民会館管理運営事業

昭和37年5月の開館以降、市民に舞台芸術の鑑賞、市民文化活動の発表の場を提供することで、市民の文化芸術レベルの維持向上に努めています。

(課題)

施設設備の老朽化及びアルカスSASEBOの開設により、利用者が減少傾向にあります。

(対応)

市内にホール機能をもつ施設は複数ありますが、収容人員や利用形態などによってそれぞれの施設が異なる役割を担っています。市民会館は、老朽化により、今後、施設の存続の有無を含めて、その運営の方向性を検討する必要がありますが、一方で、1,000人規模の集客に応えとともに、優れた音響構造を有していることから、特に市内の大小文化芸術団体を中心に利用されており、存続を求める声もあります。このよ

うなニーズを踏まえて、市民会館としての役割・位置づけ・今後の方向性を明らかにしていきます。

③ 市民文化ホール管理運営事業

市民に、気軽にそして利用しやすい料金で文化芸術活動を行うことができる場を提供することを目的に、市民文化ホール及び立神音楽室の管理運営を行います。

市民文化ホール及び立神音楽室の管理運営及び施設改修により、文化活動の練習・発表の場の提供を行います。

(課題)

市民文化ホール（旧海軍凱旋記念館）は、第一次世界大戦での戦勝を記念して大正12年に建設されたもので、戦前は軍港として発展してきた本市を象徴する建築物です。平成9年に国の登録文化財にも指定されていますが、老朽化に伴う適正管理が必要となっています。また、立神音楽室も、旧海軍のレンガ倉庫を改修して使用しているもので、歴史的な価値が高いものですが、同じく老朽化が課題となっています。

(対応)

市内にホール機能をもつ施設は複数ありますが、収容人員や利用形態などによってそれぞれの施設が異なる役割を担っています。

市民文化ホールや立神音楽室は、近代化遺産として歴史的な価値を有する建物である一方で、市民文化ホールは音楽団体の発表及び練習の場として、立神音楽室は特に少人数グループの文化芸術活動を中心に利用があるため、このようなニーズに応える施設として、その位置づけを明確にしていきます。

そのために、耐久度調査によって危険性が指摘された部分について改修を行い、市民に親しまれる文化施設としての運営を推進します。

また、市民文化ホールについては、市民の利便性・文化財としての価値向上を目指し、創建当時に復元するとともに、よりよい使用法を研究します。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
主要文化施設の利用者数 ※研修会等への参加者（教職員・保護者等）へのアンケートで計ります。	673,938 人 （平成18年度）	680,000 人 （平成24年度）

☆伝統文化の保存・活用・継承のために

1. 今後の方向性

文化財の保護・活用・継承の取り組みは、「佐世保市総合計画」及び「佐世保市文化振興基本計画」に則り、単なる文化財行政にとどまらず、文化的で魅力あるまちづくりを目指すために、他の施策と連携して推進していきます。

特に、市民文化の中に郷土の歴史を位置づけるため、重要な地域資源である洞穴遺跡群・近代化遺産等の総合的な調査を行い、継続的な整備を行うとともに、地域で伝承される浮立などの無形文化財についても、その活動を支援することで、保存・継承に努めます。

また、文化財に関する情報を広く市民に対して広報するとともに、本市の歴史、文化財等を網羅的に展示できる博物館の建設について研究・検討していきます。

2. 主な取り組み

(1) 文化財の調査・保護・活用

① 文化財の調査・保護・活用事業

本市に存在する貴重な文化財について、その保護、啓発（郷土史体験講座等）、調査（洞穴遺跡総合調査等）を行うことで、市民共有の財産を適正に管理・保存し、後世に継承します。

「文化財保護」の側面では、有形・無形の歴史遺産について、文化財審査委員会による市文化財の指定によりその顕彰を行います。また、市内各所の史跡保存会による史跡・文化財の管理と清掃を実施します。

財政的な支援策としては、文化財所有者が行う各種の保存修理や、浮立などの無形文化財の伝承を行う活動に対する支援を行っています。

「文化財啓発」の側面では、本市の児童・生徒や市民に対して、本市の郷土史学習の機会を、史跡めぐりやものづくりを通して創出するため、郷土史体験講座を実施しています。また、小学校の早い段階から、郷土史へ触れることで郷土に対する誇りと愛着を育み、身近にある文化財を大切にすることを意識を涵養することを目的に、本市の小学校4年生を対象に歴史教育副読本の配布を行っています。さらに、指定文化財を中心に標柱や説明板を設置し、史跡探訪の際に見学者の理解を助け、保護意識の涵養と、文化財の顕彰や文化財保護の啓発を図ります。

「文化財の調査」では、市内の洞穴遺跡の総合調査を実施しています。調査結果については、郷土史学習に活用し、将来の史跡整備や博物館建設のための基礎資料をそろえることを目的とします。

また、本市の特徴として、針尾無線塔や造船設備、水道施設などの近代化遺産が市内に多数存在しており、これらについても、国・県並びに企業等の理解を得ながら、指定文化財を視野に入れた調査を実施しています。

(課題)

近年、近代化遺産など文化財として扱われる範囲が拡大し、さらに、市町合併に伴う市域拡大により文化財が著しく増加しており、体制整備が課題となっています。

また、文化財は学術的価値のみならず観光資源としても貴重なものであり、その効

果的な活用方法については、文化・観光を担当する市長部局と連携した取り組みを研究する必要があります。

(対応)

世界遺産登録など、新たな業務の拡大要素にも対応できる体制構築を検討します。

② 福井洞窟整備・発掘事業

前項の「文化財の調査・保護・活用事業」の中で、最も重要な取り組みとなっているのが、福井洞窟整備・発掘事業です。本事業は、平成 18 年度から平成 24 年度までの 7 ヶ年事業として取り組んでいるもので、現在、「福井洞窟整備検討委員会」を設置して、基本構想・基本計画の策定に取り組んでいます。

(課題)

日本史上極めて重要な洞穴遺跡である福井洞窟の整備は、国内でも大きな注目を集めており、どのような整備を行うかが大きな課題となっています。

また同遺跡は、昭和 35 年から数次にわたり発掘調査が行われてきましたが、遺物のほとんどが持ち出されており、その返還作業についても今後の課題となる可能性が大きい状況にあります。

重要な遺跡であるだけに、文化庁及び長崎県教育委員会と連携しながら、遺跡の解明に向けて事業を推進していく必要があります。

(対応)

今後も、本事業を洞穴遺跡総合調査事業とリンクさせながら、効果的な事業展開を推進します。また、特に福井洞窟では、過去の調査で遺物の大半を大学等の研究機関に引き上げられている状況があり、この返還に向けての取り組みも進めていきます。

洞穴遺跡は、本市の文化財行政の重要なテーマであり、さらに両事業で得られる調査結果や遺物について広く周知していくためにも、本事業の終着点を見据えながら博物館構想の研究・検討を開始します。

③ 世界遺産登録推進事業

本市黒島町にある黒島天主堂が、世界遺産暫定リストに掲載された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産となっていることから、長崎県及び関係市町と連携して、世界遺産登録に向けての取り組みを推進しています。

(課題)

関係市町との連携はもとより、黒島地区の文化的景観形成に向けて、教育委員会のみならず、市内部の関係部局との連携した取り組みが課題となっています。

また、世界遺産登録にあたり、黒島地区住民の日常生活や地域活動に与える影響などについて、詳しく調査分析し対応策を研究するとともに、全市的な取り組みとしていくための市民理解を深めていく必要があります。

(対応)

世界遺産登録について地域説明会を開催するなど、地域住民の理解の促進に努めるとともに、関連団体及び関係部局との連絡調整を密にした事業推進を行います。

さらに、市全域の中で世界遺産登録をどのように捉えることができるかを研究する

とともに、広く市民に周知し、観光誘致などと連携も検討しながら、本市にとってよりメリットが感じられるものとしていきます。

(2) 文化財の情報発信

① うつわ歴史館管理運営事業

本市の伝統産業のひとつであり、永い歴史と高い芸術性を兼ね備えた「三川内焼」について、本物がもつすばらしさをわかりやすく展示することで、その文化的価値を市民や観光客など多くの人々に伝えられる機会を創出します。

三川内焼美術館においては、年 1 回の展示替えを行うことで、市民が郷土産業・伝統芸術に対する理解を深めることができるように努めます。

(課題)

観覧者の減少が課題となっています。また、うつわ歴史館は博物館・美術館の機能を有していることから、位置づけや、その役割を明確に持たせる必要があります。

(対応)

うつわ歴史館は、展示内容の充実や市内・市外へのPRの拡大を図り、観覧者の増に努めます。

また、本市として、文化・芸術に関する取り組みに対し、しっかりとした理念や方向性を持たせることが必要であり、同様の目的をもつ島瀬美術センターと統合した体制づくりなど、その効果的・効率的な運営を検討します。

② 文化財等展示施設管理運営事業

世知原炭鉱資料館、宇久島資料館、小佐々郷土館の運営を行うことで、地区の歴史の理解に貢献します。また、地域の貴重な歴史的な資源の拡散を防止します。

(課題)

展示の内容など、市民ニーズに適合しているかどうか課題となっています。

(対応)

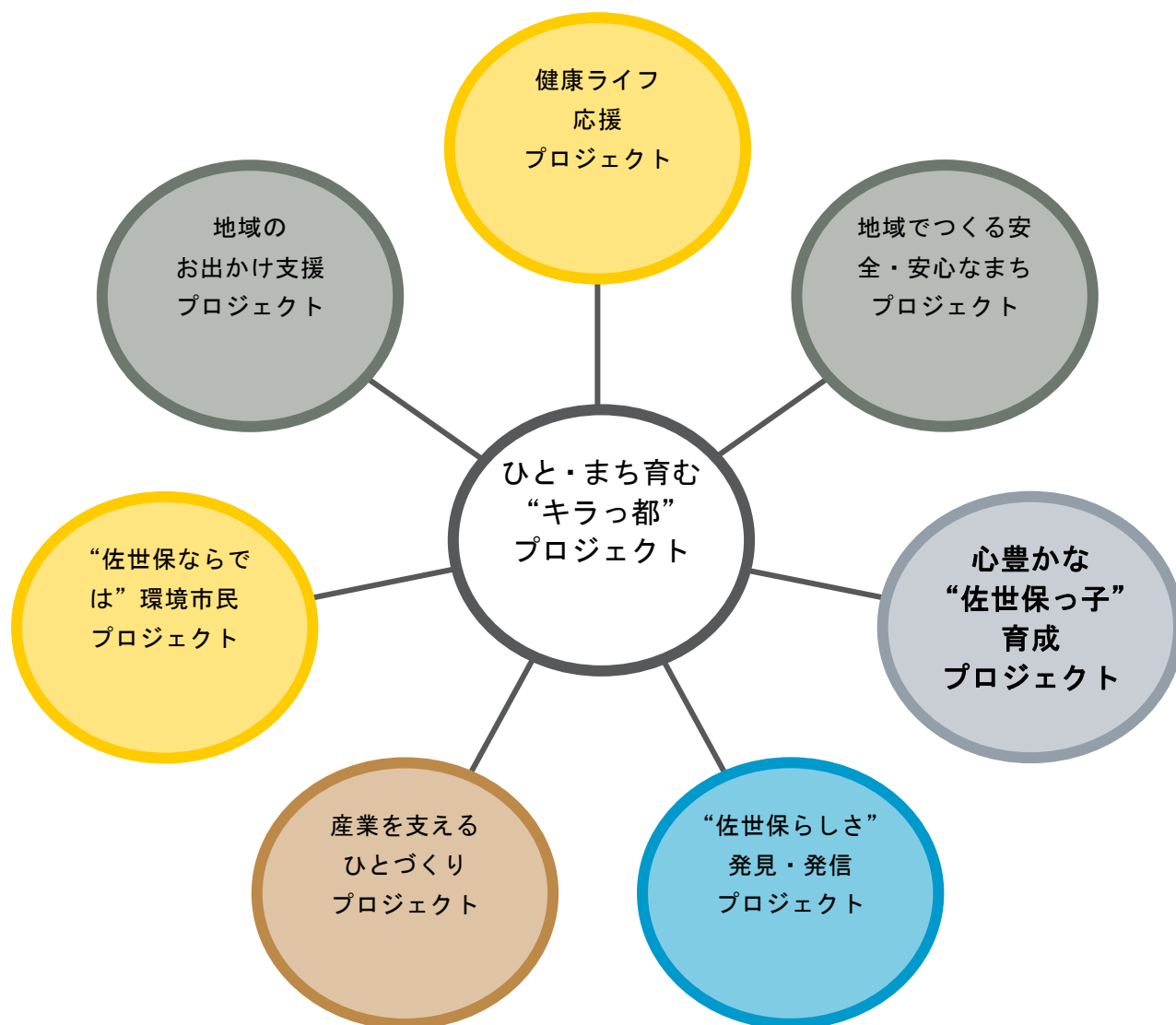
施設ごとに歴史的背景や地域性などの特徴があることから、それぞれに明確なテーマを打ち出すなど、展示内容や周知案内を工夫・充実させ、市民や地域住民にとって魅力ある施設として入場者数の増加を図ります。その上で、館の方向性について検討します。

○ 主な達成目標

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
文化財説明板の設置率 ※対象施設における説明板の設置状況で計ります。	52% (平成 18 年度)	100% (平成 24 年度)
伝統文化の市民認知度 ※伝統文化をどのくらい知っているのかを市民意識アンケート調査で計ります。	36.1% (平成 19 年度)	50% (平成 24 年度)

第4章 計画の推進にあたって

平成29年度における本市の将来像として、「ひと・まち育む“キラっ都”佐世保」を掲げています。その達成のため、7つの重点プロジェクトを掲げています。



佐世保市教育方針の達成のため、「心豊かな“佐世保っ子”育成プロジェクト」の進捗を重点的に点検・評価し、佐世保市教育振興基本計画で述べてきた課題解決に努めていきたいと考えています。

心豊かな“佐世保っ子”育成プロジェクトとは？

子どもたちが地域の将来を担う宝であるという共通認識のもと、家庭・学校・地域が一体となって支える子育て・教育の環境（社会システム）づくりを推進するプロジェクトです。

《関連する主な達成目標》

成果指標 ※指標設定の考え方	現状値	目標値
①子育て支援の取組みに対する市民満足度 ※子育て支援の取組全般に対する市民の満足度を「市民意識アンケート調査」で計ります。	30.7% (平成 18 年度)	36% (平成 24 年度)
②学校教育に満足している児童・生徒、保護者や地域住民の割合 【学校評価】 ※学校教育の充実の成果として、全小中学校で実施する学校評価（学校教育に対する満足度）で計ります。	78% (平成 18 年度)	90% (平成 24 年度)
③少年補導率 ※少年補導率を減少させる方向で、青少年を心豊かに育むまちづくりが行われているかを計ります。	5.91% (平成 18 年度)	5%以下 (平成 24 年度)
④地域での支え合いに対する市民の意識 ※青少年の健全な育成に必要な地域での支え合いに対する市民の意識を「市民意識アンケート調査」で計ります	57.2% (平成 18 年度)	70% (平成 24 年度)

《みんなで取り組む主な項目》

◇地域の核となり、子どもと向き合う学校づくり

- ・確かな学力の向上と豊かな心を育む教育の充実
- ・教職員の資質・能力の向上
- ・「食育」や「徳育」の推進 など

◇子育て・教育の出発点である家庭を支える環境づくり

- ・子どもに関する相談体制の充実、幼児教育の充実
- ・事業所における子育て支援への理解
- ・子育てに役立つ情報の発信、意識啓発 など

◇身近な地域での子育て・教育の輪

- ・子どもの居場所づくり（「放課後子どもプラン」の推進）
- ・世代間交流の活動促進
- ・地域での支え合いの体制づくり など

《関連する主要事業一覧》

～「第2次実施計画(H21～23)」より抜粋～

佐世保市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造となっています。その中で、「実施計画」は、「基本計画」に示す各政策・施策や主要事業を推進し、また、進捗管理を行うこととしています。

なお、「実施計画」は、「基本計画」の計画期間内（平成20年度～平成24年度）において、3年以内の期間をもって策定し、社会情勢、財政事情の変化を見ながら、1年を経過するごとに検討を加え、見直しを行うこととしています。

「基本計画」に位置づけられる主要事業のうち、重点プロジェクトに位置づけられる事業について「重点プロジェクト関連事業」として「実施計画」に掲載しており、その事業一覧を記載しています。

《関連する主要事業一覧》の見方

(1) 事業名

「基本計画」に位置づけられる主要事業のうち、「重点プロジェクト関連事業」の事業名

(2) 事業内容／事業年度

- ・ 事業内容 実施する期間の事業内容
- ・ 事業年度 事業を実施する年度（平成21年度～平成23年度）
- ・ 担当部署 事業を実施する部署を部課名

政策1：子どもと子育てを支える環境づくり

施策1－1：子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
子ども発達センター事業	◆心身の発達に遅れや障がいがある子どもや、子育て中の親及び子どもに対して、適切な医療サービスや支援サービスの提供を通じ、安心して子育てできる環境を整備する。	子ども未来部 子ども保健課
健康診査事業	◆就学前の児童に対し、健康診査を行うことにより、乳幼児の異常の早期発見、健康を保持増進し、育児等の不安の解消を図る。	子ども未来部 子ども保健課
育児相談指導事業 (生後4ヶ月までの全戸訪問事業)	◆生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供へとつなぐ。	子ども未来部 子ども保健課
子ども子育て応援センター事業	◆子どもとその保護者の相談・問題に対し、総合的に対応することで、相談者の問題解決や不安の解消を図る。	子ども未来部 子ども保健課
少子化対策事業	◆子育てに関する研修会・講演会の開催、「すくすくせぼ」の発行などを通じて、子どもと子育てに関する情報発信を行う。	子ども未来部 子ども育成課

施策1-2:地域での子どもと子育ての支援

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
地域子育て支援センター事業	◆在宅の未就学児及びその保護者に、育児相談や子育て支援についての情報提供、子育てサークルの育成等を行うことにより、保護者の子育て負担感を緩和し、安心して子育てできる環境を整備する。	子ども未来部 子ども支援課
ファミリーサポートセンター事業	◆子育て支援を受けたい人と支援ができる人を、ファミリーサポートセンターがコーディネートを行うことで、子育てを市民同士で支え合う基盤を整えるとともに、地域で安心して子育てできる環境を整備する。	子ども未来部 子ども育成課
児童センター運営事業	◆市内の乳幼児及び小学生とその保護者を対象に、遊びや運動、地域での交流を通して、児童の健全育成、育児と就労の両立を図る。	子ども未来部 子ども育成課

施策1-3:子育てと仕事の両立支援

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
延長保育サービス事業	◆休日・夜間保育や、延長保育を必要とする乳幼児や保護者に、必要なサービスを提供することで、育児と就労の両立支援を行う。	子ども未来部 子ども支援課
児童クラブ事業	◆小学生を養育している就労家庭の児童について、保護者が帰宅するまでの間、児童クラブで保育することにより、育児と就労の両立支援と、児童の健全育成を図る。	子ども未来部 子ども育成課

政策2:学校教育の充実

施策2-1:幼児教育の充実

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
幼稚園就園奨励費助成事業	◆通園している私立幼稚園を通じ、保護者に保育料及び入園料の一部として補助金を支給する。	子ども未来部 子ども支援課
幼児教育センター管理運営事業	◆拠点施設である幼児教育センターにおいて、教職員の資質向上の研修(各種講座)、幼児教育に関する調査研究・子育て支援(相談、遊びの場の提供、講演会、調理実習等の実施)等を行う。	教育委員会 子ども未来部 幼児教育センター
幼児ことばの教室運営事業	◆市内の1小学校内に幼児を対象とした言語障がい通級指導教室を運営し、言葉の問題で悩んでいる幼児及びその保護者に対する指導や相談を行う。	教育委員会 学校教育課

施策2-2: 確かな学力の向上(義務教育)

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
特色ある学校づくり対策事業	◆「特色ある学校づくり」推進のための研究委託契約を締結し、各学校における特色ある教育活動に対する支援・指導を行う。	教育委員会 学校教育課
国際理解・交流能力育成事業	◆小学校において、「総合的な学習の時間」の中で国際理解教育及び英語活動の充実・推進を図る。	教育委員会 学校教育課
体験学習・環境教育充実事業	◆水族館・動植物園、環境関連施設や史跡等の見学を通じ、ふるさと佐世保への関心を高め、郷土に対する誇りと愛情を育てる教育・学習活動の充実を図る。	教育委員会 学校教育課
基礎学力・学習意欲向上推進事業	◆年次計画に基づき、市内全小中学校を研究校に指定し、児童生徒の「確かな学力」の向上を図る効果的な方策の研究を委託する。また、その成果を冊子にして教職員に配布するとともに、公開研究会を開催し、その実践を広く公開する。	教育委員会 学校教育課
教職員資質向上事業	◆市内の小中学校の教職員によって組織される研究会等に対して研究委託し、学校経営・学校運営、教科等の指導方法、教育の情報化の伸展等を目的とした支援・指導を行う。	教育委員会 学校教育課
教育センター事業	◆教育に関する研究調査及び教職員の資質・指導力の向上のための研修を行い、児童生徒に確かな学力と豊かな心を身に付けさせ、生きる力を育てる教育を推進する。	教育委員会 教育センター
少人数指導支援事業	◆非常勤講師を小中学校に配置し、少人数指導による習熟度別学習を行う。	教育委員会 学校教育課

施策2-3: 豊かな心を育む教育の充実(義務教育)

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
心の教室相談充実事業	◆スクールカウンセラーや相談員を配置し、児童生徒の悩み、不安やストレスの解消を図る。	教育委員会 学校教育課
学校適応指導対策事業(あすなろ教室)	◆あすなろ教室において、不登校児童生徒に対し相談指導を行い、児童生徒が存在感を実感でき、精神的に安心できる“心の居場所”づくりの役割を担う。また、保護者の悩みや苦しみをありのままに受け止め、学校復帰への援助を行うとともに、教育的環境を整備して通級児童生徒の学力の補充や体験活動の充実を行う。	教育委員会 青少年教育センター
教育相談活動事業	◆来所相談、訪問相談、電話相談の3つの方法で相談業務を実施。毎月第3日曜日に休日相談を実施。	教育委員会 青少年教育センター

豊かな心をはぐくむ実践事業	◆6月を「いのちを見つめる強調月間」に設定し、家庭・地域・学校が連携した豊かな体験活動等を実施。	教育委員会 学校教育課
いじめ・不登校対策事業	◆教職員が臨床心理士等の専門家と事例研究を行い、不登校児童生徒への対応のあり方を研修する。	教育委員会 学校教育課

施策2-4:安全・安心な教育環境の確保

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
学校給食事業	◆安全・安心な給食を提供するため、献立の作成、給食物資の調達、給食従事職員の衛生面の管理や教育を実施する。佐世保市学校給食会運転資金貸付、佐世保市学校給食会運営補助を行う。佐世保市立学校給食検討委員会での協議を受け、学校給食の充実に努める。	教育委員会 学校教育課
障がい児教育推進事業 ※ 本文では「確かな学力」欄に記載されています。	◆状況に応じて特別支援教育補助指導員を配置するなど、障がいのある児童・生徒の日常生活及び学習生活への支援を行う。	教育委員会 学校教育課

政策3:青少年を心豊かに育むまちづくり

施策3-1:青少年を育む教育コミュニティづくりの推進

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
学社融合推進事業	◆学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む「学社融合」を推進するため、学社融合推進委員会や研究会等を実施する。また、地区公民館職員を対象にした研究会に加え、地域の関係団体向けの講演会を開催し、学社融合のさらなる啓発を図る。	教育委員会 社会教育課
家庭教育推進事業	◆子どもを逞しく健やかに育む原点である家庭の教育力向上を図るため、就学時児童を対象とした「させば子育て講座」や、PTA連合会との共催でPTA会員を対象とした研修会を年3回行う。	教育委員会 社会教育課
放課後子どもプラン推進事業	◆『市運営委員会』による課題や問題点についての検討及び協議、市版「放課後子どもプラン」に基づく『子どもの豊か放課後づくり』の推進、放課後子ども教室による体験・交流活動の機会提供を行う。	教育委員会 社会教育課

施策3-2: 青少年の健全育成

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
青少年教育事業	◆啓発活動・研修会の開催(佐世保っ子育成懇談会、青少年育成研修会)、各中学校区青少年健全育成組織への補助金の支出(公立中学校区単位)、各中学校代表による弁論大会の開催(少年の主張大会)。	教育委員会 社会教育課
野外体験活動推進事業	◆小学生(4～6年生)を対象とした「えぼし子ども村」の実施、中学生を対象とした「自然体験活動ジュニアリーダー養成講座」の開催。	教育委員会 社会教育課
補導業務推進事業	◆法令に違反している、または、違反しようとしている青少年及び道徳性が欠如している青少年に対し、積極的に声かけを行い、注意を促し、善導することにより、非行や犯罪から青少年を守り、健全育成に貢献することを目指す。	教育委員会 青少年教育センター
環境浄化健全育成事業	◆白ポストを11箇所に設置し、投入された有害図書等を月1回回収廃棄、年3回の店舗等の実態調査、実施概要及び青少年教育センターだよりの作成・小中学校等への配布、センター(卓球室、図書室)の開放。	教育委員会 青少年教育センター

政策4: 生涯学習のまちづくり

施策4-2: 拠点施設による生涯学習の推進

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
児童文化館運営事業	◆小・中学校の児童・生徒を対象に多彩な文化事業や科学教室を開催するほか、プラネタリウム館の運営、児童管弦楽団事業を行い、子どもたちの体験活動の促進や科学を通じた学習意欲の喚起、異学年の交流を通じた豊かな心の育成に努める。	教育委員会 児童文化館
公民館・生涯学習センター管理運営事業(各館)	◆多目的で総合的な生涯学習の拠点、また地域のまちづくり活動の拠点として、地域の課題に応じて主催講座を開催。また、施設・設備等の計画的な整備を通じ、ソフト・ハード両面において、各地区の公民館が担うべき機能の充実を図る。	教育委員会 中央公民館 各地区生涯学習センター
図書館運営事業	◆乳児から高齢者までの多くの市民が利用する生涯学習の拠点である図書館の運営。	教育委員会 図書館
公民館等建設事業(総合教育センター〔仮称〕の整備を含む)	◆地区公民館について、1中学校区1地区公民館を原則として整備を行う。また、老朽化が進行する児童文化館・教育センター及び中央公民館のうち、清水地区公民館機能を旧保立小学校跡地に集約整備する。	教育委員会 社会教育課

政策5:スポーツに親しめる環境づくり

施策5-1:スポーツ機会の充実

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
総合型地域スポーツクラブ支援事業	◆佐世保市体育振興会内に「佐世保市総合型地域スポーツクラブ支援センター」を置き、クラブの設立準備及び設立後の運営に関して支援を行う。	教育委員会 スポーツ振興課

施策5-2:学校体育の推進

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
小学校体育推進事業	◆市内小学校6年生児童がブロック別に一堂に会する体育大会を実施。	教育委員会 スポーツ振興課
中学校体育推進事業	◆中学生が課外体育(部活動)の成果を競う体育大会を実施する。また、課外体育活動(部活動)の充実を図る補助金を交付する。	教育委員会 スポーツ振興課
学校体育実技指導研修事業	◆小・中学校教職員の指導技術の向上を目的に、研修会・講習会を実施する。	教育委員会 スポーツ振興課

施策5-3:競技スポーツの振興

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
ジュニアスポーツ推進事業	◆ジュニアの競技者が、各種大会等において優秀な成績を収めることができるよう、市体協加盟団体が実施するジュニア層の競技力向上を図る事業に補助金を交付する。また、青少年の健全育成とジュニアスポーツの普及推進を図るため、城島健司氏からの寄附金を活用し、スポーツ教室や各種競技大会、講演会等を開催する。	教育委員会 スポーツ振興課

政策6:人権が尊重される社会づくり

施策6-2:学校における人権教育の推進

事業名	事業内容／事業年度	担当部署
人権同和教育推進事業	◆人権教育講演会や学習会の実施、啓発資料の配付等。	教育委員会 学校教育課

■用語の解説

※ 1 発達障がい (3 ページ)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢で発現するもの。

※ 2 全国学力・学習状況調査 (4 ページ)

平成19年度から開始された、日本全国の小・中学校の最高学年（小学校6年生、中学校3年生）全員を対象として行われるテスト。実施日は、毎年4月の第3火曜日となっている。

※ 3 PISA型読解力 (4 ページ)

自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれた文章や資料を理解し、利用し、熟考する能力。Programme for International Student Assessment の略称。

※ 4 合計特殊出生率 (8 ページ)

女性が一生の間に産む子どもの数を推計した数値。

※ 5 ココロねっこ運動 (8 ページ)

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県民運動。

※ 6 市民意識調査 (9 ページ)

第6次佐世保市総合計画の推進にあたり、市民の意識・意向を的確に把握することを目的として行ったアンケート調査。

調査期間はH20.4.25からH20.5.21まで。対象は市内在住の16歳以上の市民 3,500人。

※ 7 共育 (10 ページ)

教育や子育て、まちづくりにかかわる取り組みを通じて、学校・家庭・地域社会の交流・連携・融合を目指し、共に子どもを育てる、共に成長しあうこと。

※ 8 ジュニア層 (11 ページ)

小学校の児童及び中学校の生徒。

※ 9 校務 (13 ページ)

学校を運営していく上で必要な校務を教職員が分担して処理にあたること。

※ 10 特別支援教育 (30 ページ)

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※ 11 預かり保育 (30 ページ)

地域の実態や保護者の要請により、教育課程にかかる教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動。

※ 12 学校経営ビジョン (33 ページ)

学校教育目標の具現化のための校長の学校運営方針

※ 13 マネジメントサイクル (33 ページ)

学校経営を進めていくにあたり、複数のステップを経て循環型の実践を進めていく手法。具体的には、学校課題の明確化→教育活動の実施→学校評価の実施→新たな課題の明確化というサイクル。

※ 14 ティームティーチング (34 ページ)

複数の指導者が協同で授業を実施する指導形態。指導者の特性の効果的な活用や児童・生徒の個に応じることが可能となるという特徴がある。

※ 15 A L T (35 ページ)

JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）の中に定められた職種。Assistant Language Teacher の略称であり、小・中学校における外国語指導の補助的役割を担う。

※ 16 校内 LAN (35 ページ)

LAN とは、ローカルエリアネットワーク（Local Area Network）の略称で、学校の中のパソコン間で形成される電子ネットワークのこと。これを整備することにより、学校内の別々のパソコン同士のデータのやりとり及びデータ共有等が可能となる。

※ 17 I C T活用能力 (35 ページ)

Information and Communication Technology の略称。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

日本では IT(Information Technology：情報技術)の方が普及しているが、国際的には ICT の方が一般的である。ここでは、児童・生徒が様々な情報や通信手段を活用できる能力を表す。

※ 18 I Tリテラシー (35 ページ)

「情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質」と定義され、パソコンなどを使った情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。また、各教科等の目標を達成する際に効果的に情報機器を活用する能力。

※ 19 e - ラーニング (36 ページ)

パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。

※ 20 I Tサポーター (36 ページ)

情報通信機器を授業に取り入れ活用し、児童・生徒の情報活用能力向上及び教職員を補佐することで、校務の効率化を推進する外部講師。

※ 21 情報モラル (36 ページ)

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※ 22 学校適応指導教室 (38 ページ)

何らかの原因で学校に登校できない（不登校）児童・生徒の学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育むことを目的とした通級教室。

※ 23 スクールカウンセラー (38 ページ)

不登校・いじめ・問題行動への対応、また未然防止のために、専門的な立場（臨床心理士・精神科医等）として、学校で教育相談を受け付ける者。

※ 24 スクールソーシャルワーカー (38 ページ)

児童・生徒が置かれている様々な環境に着目して働きかけることができる人材で、学校内あるいは学校の枠を超えて関係機関との連携を、より一層強化し、児童・生徒の自立を促す役割を果たすコーディネーター的な存在。

※ 25 臨床心理士 (39 ページ)

カウンセラー、セラピスト、心理職など様々な呼ばれている心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者のこと。

※ 26 心の教室相談員 (39 ページ)

中学校に配置し、生徒が悩みなどを気軽に話し、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在。

※ 27 就学援助 (45 ページ)

生活保護法で規定する要保護者、それに準ずる程度に困窮している者（準要保護者）に支弁する就学に要する諸経費。学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、給食費等の援助がある。

※ 28 学社融合 (49 ページ)

学校教育、社会教育の役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいく考え方。

※ 29 人材バンク (55 ページ)

地域の優れた知識や経験・技能を有する多様な人材を“地域の達人”として登録し、様々な教育活動や生涯学習の場へ派遣するシステムで、「学びたい」という人と「教えたい」という人をつなぐ仕組み。長崎県では「長崎県教育活動サポート人材バンク」事業があり、本市では「人材（学習ボランティア）派遣事業」として取り組んでいる。

※ 30 地縁団体 (56 ページ)

日常生活のレベルにおいて住民相互の連絡等地域的共同活動を行っている自治会、町内会など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

※ 31 ブックトーク (60 ページ)

本のおもしろさを教えるため、あるテーマをたて、一定の時間内に何冊かの本を紹介すること。

※ 32 指定管理者制度 (60 ページ)

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、議会の議決により市などの公の施設の管理を民間事業者等に委任できることとなった制度

※ 33 ニュースポーツ (63 ページ)

技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として

新しく考案、紹介されたスポーツの種目。

※ 34 公益法人制度改革に関する三法 （70 ページ）

平成 18 年 5 月 26 日に成立、同年 6 月 2 日に公布。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

※ 35 させぼ塾推進事業 （77 ページ）

平成 4 年 2 月 29 日、市民による新しい文化おこしを目指し、市民の自主運営組織「させぼ塾」が設立され、当該団体が行った佐世保市制 1 0 0 周年（平成 14 年度）までの、主催・特別支援事業事業。

■ 成果指標計算式一覧

指標名	ページ	現状値	目標値	計算式
幼稚園の就園率	32	93.4%	100%	公・私立幼稚園児数÷(全幼児数－保育に欠ける幼児数)×100 ※4、5歳児のみ
幼児教育に対する幼稚園教諭・保育士の理解度	32	80.6%	100%	理解できた、まあ理解できた人数÷回答した受講者数×100
全国学力・学習状況調査達成度	37	100%	103%	市平均÷全国平均×100
子どもたちが楽しく学校に通学していると感じる児童・生徒、保護者、地域住民の割合(学校評価)	41	85.6%	90%	学校評価(学校の指導方針は共感でき、特色ある教育活動に満足していると感じている割合)の値
不登校児童・生徒の出現率	41	1%	現状以下	不登校児童・生徒数÷全児童・生徒数×100
学校の安全性に満足している保護者や地域住民の割合(学校評価)	46	80%	100%	学校の安全性に満足している保護者・地域の割合
大学等における公開講座参加延べ人数	48	2,673人	3,000人	参加者数(長崎県立大学、長崎国際大学、長崎短期大学、佐世保高専)
学校支援会議の設置校数	51	49校/72校	72校/72校	学校支援会議を設置している小・中学校のうち、県精査により「充実した取組の学校」と判断された校数/全小・中学校数(72校)×100
少年補導率	54	5.91%	5%以下	青少年教育センター補導員等に補導された少年数/補導回数×100
生涯学習事業への参加者数	57	84,055人	95,000人	市が実施又は支援している生涯学習事業への参加者数
施設利用者数	62	1,346,886人	1,410,000人	市立図書館、児童文化館、地区公民館、生涯学習センターの施設利用者数
総合型スポーツクラブ会員数	65	610人	1,400人	市内各総合型地域スポーツクラブの会員数の合計

指標名	ページ	現状値	目標値	計算式
小学生の体力測定値	67	73.4%	75%	文部科学省の「新体力テスト」における総合評価C（普通）以上の児童の割合
中学生の体力測定値	67	78.5%	80%	文部科学省の「新体力テスト」における総合評価C（普通）以上の生徒の割合
体育協会加盟の競技人口	69	21,420 人	22,000 人	体育協会加盟の競技団体が把握している競技人口の合計
九州大会・全国大会入賞者数	69	159 件	210 件	九州大会・全国大会等入賞者数
体育施設の年間利用者数	71	830,090 人	961,000 人	施設毎の年間利用者合計
体育施設利用者の満足度	71	3.6	4.0	施設利用者の満足度を5段階評価により判定
人権が守られていると感じる市民の割合	73	81.9%	85%以上	「市民意識アンケート調査」による人権が守られていると感じる市民の割合
人権問題に関する理解度	75	95%	98%以上	アンケート回答のなかで理解できると回答した数÷アンケート回答者数×100
パソコンや携帯電話でいやがらせを受けた児童・生徒数	75	215 人	現状値以下	パソコンや携帯で、いやがらせを受けた児童・生徒数
主要文化施設の利用者数	79	673,938 人	680,000 人	アルカスSASEBO、島瀬美術センター、市民会館、市民文化ホール、立神音楽堂の利用者数合計
文化財説明板の設置率	82	52%	100%	市内指定文化財のうち説明板を設置している文化財数／市内指定文化財数×100
伝統文化の市民認知度	82	36.1%	50%	市民アンケートによる「佐世保の伝統文化についてどの程度知っていますか」の問いに対する肯定的回答の率

平成21年3月10日

佐世保市教育委員会
教育長 永 元 太 郎 様

佐世保市教育振興基本計画
(仮称) 策定検討委員会
会 長 中 野 は る み

佐世保市教育振興基本計画（仮称）について（答申）

平成20年10月27日付け20教総第737号で諮問がありました佐世保市教育振興基本計画（仮称）の策定について、当検討委員会で慎重に審議した結果、その内容について、別冊「佐世保市教育振興基本計画（仮称）素案」のとおりまとめましたので提案いたします。

現在は、少子高齢化の進展、地域コミュニティの崩壊など社会環境が様々に変化しています。そのような社会を佐世保に在住する全ての人がたくましく生きぬくために、佐世保市教育方針の実現を目指し、心豊かな生涯学習の推進が図られるよう要望します。

なお、以下の点に留意して計画の推進にあたられるようお願いいたします。

記

1. 佐世保市教育方針に掲げられている「学びの社会の実現」に向け、学校・家庭・地域が連携・協力して取り組む佐世保づくりに努めること。
2. 子どもたちの学力の充実と向上、豊かな心の育成、体力の向上に努め、生涯学び続ける「人」づくりに努めること。
3. 最も大事なことは人の「心」の育成に他ならない。「心」に豊かさをもたらす文化の振興を図るとともに、佐世保市が独自の研究を深め、徳育の普及・定着に取り組む、「心」づくりに努めること。
4. 幼児期からの様々な体験は、子どもたちの「生きる力」を培うので、幼児期からの体験活動を重視した幼児教育施策の展開に努めること。
5. 生涯スポーツの推進についても、幼時期からの体験に重点をおいたスポーツ機会の充実を図ること。
6. 読書活動は、学力、想像力、感性を育むうえで大変有効であり、「佐世保市子ども読書推進計画（仮称）」を早期に策定し、その推進に努めること。
7. 当該計画は、佐世保市教育委員会の活動計画としての位置づけであるが、計画の推進に際しては、教育委員会のみならず、全市を挙げて取り組むこと。

佐世保市教育振興基本計画（仮称）策定検討委員会 委員名簿

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	長崎国際大学	中野 はるみ	人間社会学部教授
2	学識経験者	佐世保市教育会	古賀 良一	佐世保市教育会会長
3	学識経験者	佐世保市民管弦楽団	蓮田 睦美	佐世保市民管弦楽団 事務局長
4	学識経験者	佐世保市体育協会	江頭 泰三	佐世保市体育協会 副理事長
5	学識経験者	佐世保市保育会	伊藤 ひとみ	昭徳保育園 園長
6	学識経験者	佐世保市医師会	久保 次郎	医師会理事
7	学識経験者	佐世保商工会議所	田代 明	事務局長
8	幼稚園保護者代表	佐世保私立幼稚園協会	山縣 雅義	長崎県私立幼稚園 P T A連合会会長
9	小学校保護者代表	佐世保市P T A連合会	吉原 高子	大久保小P T A会長
10	中学校保護者代表	佐世保市P T A連合会	永石 雅基	佐世保市P T A連合会 副会長
11	幼稚園関係者	佐世保市公立幼稚園会	中野 恵子	佐世保市立 天神幼稚園 園長
12	小学校関係者	佐世保市小学校長会	三島 智彰	小学校長会副会長
13	中学校関係者	佐世保市中中学校長会	近藤 真	中学校長会副会長

佐世保市教育振興基本計画（仮称）策定検討委員会設置要領

（設置）

第1条 教育基本法の改正に伴い、佐世保市における新しい時代の教育のあり方について、幅広く市民各界の意見を求めるため、佐世保市教育振興基本計画（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 検討委員会は、佐世保市教育委員会が諮問する事項について協議し、その結果を佐世保市教育委員会に答申する。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、佐世保市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、検討委員会における審議結果を佐世保市教育委員会に答申するまでの間とする。

（会長等）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めた時は、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、佐世保市教育委員会総務課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。